

第百二十三回 参議院文教委員会會議録第三号

平成四年三月二十七日(金曜日)
午後一時開会

委員の異動

三月二十六日

辞任 真島 一男君

補欠選任 藤井 孝男君

三月二十七日

辞任 藤井 孝男君

補欠選任 真島 一男君

安永 英雄君

喜岡 淳君

出席者は左のとおり。

委員長 理事

大木 浩君

木宮 和彦君
田沢 智治君
小林 正君
森 暢子君

委員

井上 裕君
石井 道子君
世耕 政隆君
真島 一男君
森山 眞弓君
柳川 覺治君
会田 長栄君
喜岡 淳君
肥田美代子君

国務大臣

針生 雄吉君
高崎 裕子君
乾 晴美君
小西 博行君
今泉 隆雄君

政府委員
文部大臣 鳩山 邦夫君
文部大臣官房長 野崎 弘君
文部大臣官房会 計課長 泊 龍雄君
文部省生涯学習 局長 内田 弘保君
文部省初等中等 教育局長 坂元 弘直君
文部省教育助成 局長 遠山 敦子君
文部省高等教育 局長 前畑 安宏君
文部省芸術国際 局長 長谷川 善一君
文部省体育局長 逸見 博昌君
文部省体育専門 員 菊池 守君

説明員

国土庁大都市圏 整備局計画官 高津 定弘君
自治省財政局交 付税課長 田村 政志君

本日の會議に付した案件

○義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特 別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、 衆議院送付)

○委員長(大木浩君) ただいまから文教委員会を 開会いたします。

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特 別措置法の一部を改正する法律案について、政府 から趣旨説明を聴取いたします。鳩山文部大臣。 ○国務大臣(鳩山邦夫君) このたび、政府から提 出した義務教育費国庫負担法及び公立養 護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案に ついて、その提案理由及び内容の概要を御説明申 し上げます。

この法律案は、義務教育費国庫負担金の対象と している経費のうち、共済費追加費用及び退職年 金・退職一時金に係る経費について、国庫負担の 割合を段階的に引き下げた後、国庫負担の対象外 とすることについて規定しているものであります。

これは、共済費追加費用等の経費の性質にかん がみ、かつ、最近における財政状況等を踏まえて、 現在暫定的に三分の一とされている共済費追加費 用及び退職年金・退職一時金の国庫負担の割合 を、平成四年度においては九分の一、平成五年度 においては九分の一とし、平成六年度に国庫負担 の対象外としようとするものであります。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概 要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くだ さるようお願いいたします。

○委員長(大木浩君) 速記をとめてください。

(速記中止)

○委員長(大木浩君) 速記を起してください。

以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○小林正君 三月、四月というのはちょうど学校 が卒業式、そして四月入学式、何かと教育問題が マスコミをにぎわす季節でございますが、国会に おきます文教予算関係の審議並びにそのこの論議 の経過というものが大変教育界を中心にいたしま して注目をされている昨今でございます。このた び提案されております法案の問題を中心にしたし まして、幾つかの点について質問をさせていただきますというふうに思います。

まず、教育予算の問題につきましては、昨年の 十二月十二日の予算委員会におきまして、私が、 教育予算についてこの十年間にわたっていわゆる 概算要求基準、シーリングを設けて措置をする、 そのことが文教予算全体の構成上の問題として、 人件費が八割を占めるような状況の中でシーリン グをかけるということが結果として物件費に大変 大きな圧迫要因になっている、ほかの省庁の予算 とは異なっており、教育についてそうした手法を講 ずることの問題点というものを指摘いたしました。

総理大臣からも、シーリングそのものは財政上の メリットもあつたけれども、それぞれの分野にお いてデメリットもあつたと、もうそろそろ見直す べきだという趣旨の御発言がありまして、以下、 文部大臣、大蔵大臣等からもその答弁に沿った、 さらに敷衍する立場で御発言がございました。

私はそのことを踏まえて平成四年度の予算が編 成をされたというふうに思っておりますし、随所 にそうした答弁を裏づける予算の編成がなされた ということについて、大変厳しい財政状況の中に あつて御努力がされたことに心から敬意を表した いというふうに思いますけれども、基本的な手法 としてやはりシーリングをかけるということが文 教予算にとつてどんな意味を持つのかということが では、基本的な問題として、大変御努力をされま したけれども、なお問題が多く残っております し、現に高等教育の問題、そして義務教育諸学校 におきます施設設備等の関係からいたしまして も、なお抜本的な改革を要する課題も幾つかあろ うかというふうに思います。

そういう意味におきまして、昨年来の予算委員 会における経過並びに平成四年度におきます予算 編成、そして今後の展望等について、文部大臣か ら御所見を承りたいと思います。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 先生とは参議院の予算 委員会であつたので、ただいまのような諸点につい

のやりとりをいたしたわけでありまして、先生が参議院の予算委員会でおっしゃったことも、今おっしゃったことも、私は全く異論はゼロという、全面賛成というか、先生の御意見の正しきをある意味では喜んで認め、あるいは残念ながら認めなければならぬ部分もありましょうが、それが事態だと思えます。随所に平成四年度予算でもそういう姿、特別の配慮のようなものが見られるというふうには評価をしていただいたこともうれしくございます。

同時に、先生が御指摘されたように、しかし仕組みとしてこういう仕組みを残したままでというか、全く同じ仕組みのままである程度の配慮を加えるというだけであると、将来の予算の姿がどうなるかという先生の御指摘もまた全く正しいわけでございます。一％のベースアップが四百億あるいは四百三十億にも響くという予算の編成を余儀なくされる状況が続いて、今回のこの法律案の内容は、後ほど政府委員の方から詳しく御説明をいたしますように、それは財政的な理由からだけでは、行革審の答申もあるし、今後の国と地方の負担のあり方の問題ということで自治大臣も大蔵大臣も御理解をいただいでこういうような法律案を皆様方にお願いをしているわけでございます。

しかし、それでは財政的な問題と無関係かといえ、今私が提案理由の中で申し上げたように、最近の財政上の事柄を踏まえと申し上げたわけで、これらの中で、浮くという言い方は変かもしれませんが、文教予算の中から一般財源化されたものが平成四年度でも、金には番号や色がついておりませんから、そのお金がどこへ行ったかという議論はできないけれども、例えば公立文教の二千二百八十八億に落ち込んでおつたものがわずかばかり本年は再び上昇の軌道を描くことが、二百億増ぐらいのものでありますが、これもこの法律案を抜きにしては残念ながら語ることではできなかったのではあるまいか。それが実態だろうと思うわけで、先生の御指摘を踏まえまして、今後も特

別な配慮をいただくとか、あるいは仕組みと
しての問題点を提起していかなければいけないだ
ろうと思うわけです。

昨年の十二月の半ばに小林先生が参議院の予算委員会で大変立派な質疑をしていただいた。私の答弁はやや粗削りであつたとは思いますが、反省する点もありますが、しかし少なくとも先生御指摘のとおり、宮澤総理自身が、シーリングということにはもちろんメリットがあるが、デメリットもありましたねという言葉をはつきりと使われたわけでございますから、その辺これからも総理や大蔵大臣には文教予算の実態というものを御説明申し上げて、さらに特別な配慮というのか、あるいはスキームの見直しというのか、それを訴えていきたいと考えております。

マスコミの取り上げる場合も大変多いわけでございます。先日、予算委員会の中で、日本経済の問題との関連の中で大蔵大臣に幾つか質問もさせていただいたんですけれども、内需拡大という方向づけというのは政策的には一致をしている課題だというふうに思いますが、その場合に、特に教育においてそうしたことにしてもっと積極的に進捗する必要があるのではないかとということをおし上げました。

その振抛として、一つは人口の問題を取り上げ、たわけですけれども、出生率が一・五二というような状況の中で大変減少傾向に拍車がかかっている。これが女性の出産の割合でいいますと〇・七幾つという数字が出ているわけですけれども、これが生涯で一サイクルしまして減少したものが分母になっていきますと、さらに減少傾向に拍車がかかるという統計的な数字の指摘もされているという状況を考えますと、やはり将来の問題として人口が減る一要因として子育て、教育費に大変にお金がかかるということがあつて、このことが大変大きな問題としても指摘されているわけです。そういうことを考えますと、やはり教育についてできるだけ国、自治体の中でだれでもお金のこ

とを気にしないで教育を受ける機会が与えられるという条件を整えていくことが国や地方の一つの政治の大きな使命であらう、このように考えます。

一つの例として、アメリカで高等学校の教育について無償であるということ、そして大学教育についてもスカラシップの制度が大変充実をしているという点も指摘させていただいたわけですがけれども、教育にかける費用ということを親が生まれてすぐに考え始める。そして教育にかかる時期を指して貯蓄を始める。目的預金をしていくわけです。そういうことが家計の中でいわゆる可処分所得といいますか、本当に一般消費にお金を使えないで教育に限定して対応せざるを得ないという状況の中から、一つ日本の内需の問題として特徴的な傾向も出ているわけなんです。

いうことで貯蓄をせざるを得ないというもう一つの理由もあって、貯蓄は多いけれどもなかなか一般消費が拡大しないという問題とも絡んでいるわけです。日本の経済の今後の政策的な展開の中で、そうした点についてももっと教育的な公費というものでもって進められるような抜本的な考え方といふものを出していかないといけないのではないかなということを痛切に感じているわけでありますが、その点について文部大臣はどのようにお考えでしょうか。

○國務大臣(鳩山邦夫君) 基本的におつしやるとおりでございまして、教育は最大の公共投資というような考え方をもちとつとれないものであるろうか。きょうの新聞あるいは昨日であつたか、大阪へ行つたり来たりしておりましてちよつと記憶が定かではありませんが、公共事業の前倒しの話が出ておりまして、昨年より八ポインントぐらい前倒し率を高めるといふようなこと。

公共事業の記はよく出ますが、その中で新聞記事を読んできくと、いわゆる一般的な公共事業といふものゝ幾らぐらい、それに教育関係の設備等いろいろ合わせると幾らぐらい、こういうような

ことでは、いわゆる学校の施設設備あるいは公立文教と私たちが呼んでいるようなもの、あるいは国立学校特別会計で今後また新しい法案で御審議いただくような内容がまるで公共事業扱いされない。四百三十兆円のうちのどういふものが教育なのであるか私はよく知りませんが、不勉強な部分については申し述べるわけにはまいりませんが、人をつくるというのは国をつくる源ですから、人づくりにかけるお金というのは根っここの根っここの公共投資、そういう見方をもつともつと諸先生方も、今の小林先生のようなお考えを広めていただいて盛り上げていく中で考えていくことはできますまいか。

例えば、参議院の予算委員会だったかと思いますが、幼稚園児を持っているお母さん方の子育てで減税のお話が出た。子育てで減税とか伸び盛り減税とかいうのは、伸び盛り減税は実施してもらっているわけですが、いい制度だなと、ありがたいなとみんな喜んだわけですけれども、考えてみれば伸び盛り減税など要らないような状態ならいいわけで、伸び盛りのお子さんにやたらと教育費がかかるから伸び盛り減税、十六歳から二十二歳の特別の割り増し控除という制度ができた。

この間の予算委員会でも子育て減税というんでし
ようか、幼稚園に行っている場合の、そういう減
税が議論されているのを聞いておりまして、やっ
ぱりこれも就園奨励費の制度等がまだ不備であっ
て、実施していない市町村もあるとか、あるいは
助成率も十分でないから子育て減税という話が出
てくるなど逆に悲しく思う、そんな私であったわ
けで、今小林先生御指摘のような方向に向かって
みんなで努力をしていかなければならないと思っ
ております。

○小林正君 これから申し上げようとした点についてお触れいただいたわけですけれども、例のSⅠⅠのお約束で四百三十兆円の問題が出て、その生活関連枠として文部省でどの程度今そこからの経費として出されているか。私の知っているのは、大体四十億ぐらいですか、前年度、今年度

も大体その程度だったというふうに思いますが、これ十カ年で毎年四十億圓ぐらいたつたに仮に仮定しますと、十年で四百億程度ですね。そうすると、四百三十兆のうちの〇・〇一％なんですね。

そういうふうな考えていいのかわかりませんが、おっしゃったような意味で、生活関連という言い方あるいは公共投資、まさに教育への投資こそがその野の課題としては大変大きな意味を持つていって果たしてそういう配分で教育が位置づいていくということがどうなのかということについて、私の計算が間違っていれば御指摘いただいて結構ですけれども、お知らせをいただければと思います。

○政府委員(泊瀬雄吉) 今先生のお尋ねのございましたいわれる生活関連重点化枠ということでございますが、文部省所管関係でトータルで申し上げますと、丸い数字で約七十五億ということでございます。

内容的に申し上げますと、今お話が出ました公立学校施設の整備費が四十一億圓余り、それから大きなところでは国立学校施設でありますとか社会教育関係のいわゆるオリセンの施設の問題でございますとか、あるいは冬季オリンピック等を想定いたしました体育関係の国際競技施設等で七十五億をもつて充てているということでございます。

○小林正君 七十五億で学校関係に直接かかわるのはやっぱり私が指摘したような部分だと思っておりますが、仮にそういう配分でこれから教育が位置づいていくんだとすると、やっぱり何とかしていかなくちゃいけないんじゃないか。

私は、他党のことを申し上げて大変失礼なんです、昨年も大体この程度の額が出たときに、自民党の文教部会としては生活関連枠の配分が非常に少ないという総括をされたということを仄聞しているんですけれども、やはり教育への対応というのは、そういう意味で言いますと、これでいい

のかという問題が相当基本的にあると言わざるを得ないと思うんですね。ですから、今後の努力課題として、その部分も含んで相当な思い切った概算要求をしていく必要があるんじゃないかと思えます。むやみやたらに要求額だけふやしてみてもしょうがない、やっぱり概算要求基準そのものについて、シーリングを見直すという表現になつていないのは大変心もとないんですけれども、何としてもこれは見直しをしてもらわなければ必然的に出てくる矛盾ですから、何とかしなきゃいけないと思うんです。

もう八月末の要求期に向けて既に始動する段階を迎えているので、文部省の計算される皆さん方が勇気を持ってそろばんがはじけるような条件づくりをぜひしていかなくちゃいけないんじゃないか。前回の文教委員会でも田沢理事からもその点についての強い御指摘もあつたわけですから、何としても私もどうしてもそうしたスタートをする時点で、本当に勇気百倍してそろばんがはじけるような条件づくりに衆知を集めなきゃいけないんじゃないかと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 全くそのような努力を続けなければいけないと思ひますし、ただいまの小林先生のお話、先生がお触れになりましたが、前回の田沢先生の励ましのお言葉、またそうした同一の内容の事柄について反対をされる政党も委員の方も皆無だろと思うときに、私たちがもつともつと幅広く仲間を集めて、理解者を集めて、そして最終的には予算の組み方を考える中で、このままの文部省予算でいいのかという問題提起を大胆にできるように、そういう情勢をつくりつつ努力をしていかなければならないと思つておるわけでありませう。

私はシーリングというものを否定しているわけではないので、シーリングというものが財政再建という当時の国家の至上命題の解決に大変大きな力を発揮したことは確かであつた。この間の予算委員会でも小林先生に御答弁申し上げましたよう

に、ただそのシーリングを始めた数年の間に文部省予算はひどいことになっていましてね。先生御指摘だと思ひますが、いわゆる文部省予算に占める人件費の率が昭和五十六年から六十年ぐらひにかけて物すごい悪化を一気にしておるわけですね。ちょうど私が政務次官をやつておつたころでもあつたわけですね。つまり、あのころは特別の配慮も何もなかった、むしろ一般歳出の伸びよりも文教予算の伸びの方が低い、それでいて膨大な人件費のアップ率をその中で処理するということで、文部省予算に占める人件費の率が、多分最悪の年は三％ぐらひ悪くなつていんじゃないか。この二年ぐらひは若干の配慮をいただいているからそれほどひどく動かなくなつたということなんだろうと思うわけですね。

しかし、非常に物件費の少ない状況で今とまつていてというのが実態なのかと思うと、このままでも本当に二十一世紀はおろか二十二世紀に向けての人づくりができるかといへば、それは否定的にならざるを得ないわけですから、一生懸命努力をいたしますが、これはすべて国会が最終的に決めることになる分野でもありますので、全政界共通の認識でそういう方向をまとめていただければありがたいとも思ひます。

○小林正君 今後の課題として、国会の意思でということですから、国会の意思を明らかにするような手だても今後講じていかなければならないのかなというふうにも考へておりますが、これはそれだけの会派の皆さんと相伴つて知恵を出してまいりたいというふうに思ひます。

それで、人件費が確かに八割というような状況がある特徴を持つていられるわけですが、教育の場合には人件費イコール事業費といつたような側面も確かにあるわけですね。そういう面からいって、これは私は意見だけ今申し上げておきますから、今後の課題としてですけれども、人確法がつくられて、そして教員給与というものが一般行政職との比較の中で、十三年ないし十五年でクロスをして、二号俸ぐらひ優位でスタートした

のが将来追い抜かれてしまふというふうなことがあつて、教育に人材を求めるといふ立場で人確法が制定をされ今日に至つていられるわけなんですけれども、以後の人事院勧告の果実にわたる勧告の中で教員給与が一体どういう位置づけになつていくのか、人確法制定時のような基本的な認識が今日なお有効に生かされているのかどうかという点では大変問題のある実態になつていっていることも事実であります。

そういう意味で、今後、私もどうしても実態を精査しながらこの問題についての新たな提起もしていきたいというふうに考へていられることだけ今は申し上げておきたいというふうに思ひます。

次に、なぜこの時期に一般財源化という措置がとられたのか、そのことについてお尋ねをしたいと思ひます。

○政府委員(遠山教子君) 御存じのように、義務教育費国庫負担制度といふのは、義務教育の妥当な規模と内容を保障するというところで、義務教育諸学校の教職員の給与等についてその二分の一を国庫負担するという原則で大正七年以来やつてまいつておりました、特に現行制度ができま

したのが昭和二十八年でございます。先ほど来御議論がありまふように、最近給与等ということとその額が多額になつてまいつております。そのようなことを背景にいたしまして、行政改革推進審議会の答申にもございまして、国と地方の機能分担、費用負担のあり方等の観点から検討を行う必要があつたわけでございます。

今回は、共済費の追加費用と退職年金、退職一時金について一般財源化を図つたわけでございますけれども、それは、共済制度といふものが今日ではかなり成熟化を見ております。これによりまして、現職の教職員の方とそれから共済費の追加費用等との関係がほとんどなくなつてきているということがございます。同時に、最近の財政事情を踏まえまして、そういうことの背景のもとに次年度、四年度以降三年間で一般財源化を図ることとしたものでございます。今日の提案いたして

おります法律案の内容はどのようなことを背景にしているものでございます。

○小林正君　この一般財源化という措置が行われて三年間でゼロ、こういうことですけれども、文教委員会という場だからあえて申し上げるわけですが、すけれども、当時問題になっておりました学校事務職員、そして栄養職員、いわゆる基幹職員としての身分上の問題もあつてさまざまな論議を呼ぶ

中で、この選択肢としてこれがとられたという経緯があったというふうに思っています。そういう視点に立つてこれを両方考えてみたときに、こういう選択肢を選択されたということは、今後引き続いて文部省として学校事務職員、栄養職員については基幹職員として国庫負担対象職員としての位置づけを堅持するという姿勢でおられるのかどうか、そのことについてお尋ねします。

○国務大臣(鳩山邦夫君) これは各所で私なりの考え方を御説明申し上げておりますように、事務職員の方々あるいは栄養職員の方々は、いわゆる教職員の先生方、養護の先生方、保健の先生というのでしょいか、それと同様に事務の先生であり

榮養の先生であり、みんな子供たちから見れば同じ先生としてそれぞれの諸学校の基幹的職員として構成をされているものでありますから、したがって文部省といたしましては、それらの方々の扱いは全く同じであるというふうに考えておりますから、基幹的職員として義務教育国庫負担制度にあくまでも、あくまでもというつもりで努力をしていく決意であります。

○小林正君　今、文部大臣の決意をお伺いいたしましたので、大変心強いわけでありますけれども、一方昨年の十二月の予算委員会で自治大臣にもあえてお尋ねをしたところ、自治大臣からはちよつとニュアンスの違ひを答弁を引き出して、これはまずかつたなというふうにな率直に思つたんです。

そういう考え方も一方にあるということの中で、今回こういう選択肢の中の一つを選択したことによつて三年間はこうしたことが問題視されな

いでいくであろうと考えて、しかも三年経過すれば当然のこととして、以降の問題としてはこの課

題以外の選択肢がなくなることから、さらに危機的になるのかどうなのかということで、現場段階のこうした職にある皆さん方の不安も大変多いわけでございます。そういう点で今後の見通し、課題について所見をお伺いしたいと思います。

○政府委員(遠山敦子君) 今回提案いたしております法律案では、義務教育費国庫負担法において負担してまいりました給与費等の中から現在の在職される教職員の方に比較的關係が薄くなつてまいっている共済費の追加費用ということで一般財源化を図っているわけでございます。その考え方から見ましても、共済制度のようなかわり、給与費の中ではありながら教職員とのかかわりを勵

案して今回の措置をとったわけでございますので、そのことと、教職員の種類の中におきまして事務職員あるいは栄養職員等が措置されていることとはまた性格の異なることであろうと考えている次第でございます。

将来の見過しについて、私のような段階でどうあるということをなかなか明言できないことではございますけれども、私どもとしましては、やはり義務教育費国庫負担制度そのもののねらいとしているところを十分に常に堅持し、その内容については責任を持って見守っていきたいというふうを考えていることだけはお話しできるのではないかと思います。

○小林正君　結局、全国に三千三百自治体があつて、それぞれの財政力がそれぞれ異なる、しかも国民教育の最低基準として義務教育というものが同一条件の中で国民に保障されていくというのが課題だろうというふうに思ひます。特に人の面で、学校に必要なあらゆる職を配置するというのが大原則だろうというふうに思ふわけです。そういう点で言いますと、なお配置されない幾つかの問題もございますし、さらに複数を配置をすることが望まれるような現実があつても、なおそこま

で手が届かないという問題もあります。

が、特別にいわゆる県の単独の負担としてさまざまな措置をしている努力というものもあるわけですから、これは全く県の単独の話でありまして、そういうようなこともあわせて、やはりより住民の身近なところで教育行政なり学校現場というものを地域の皆さんに見ていただく、そし

てきまざまな問題がそこから出てくることに對して、できるだけ必要な人を配置していこうということでの努力が前向きに進められているところと、それからどうしても財政的に非常に厳しいから学校には泣いてもらおうというようなことで、配置がそれぞれでこぼこになっていくということ、なことがあつてはいけないということ、私ども、特に幹幹職員としての配置については國車員

担の適用対象として堅持をしていただく、それが教育水準の最低の線を維持さらに向上させる一つのきっかけにもなっていた、ということを常々申し上げてまいりましたし、引き続きそういう方向の認識で御努力をいたさないと、思っております。

なお、一般財源化された問題の中で幾つかある
 んですが、人件費の關係についてはそういう
 ことでございますが、物の關係で言いますと、
 教材費についても一般財源化が行われたわけだ
 が、それが今日どういう状況になっているのか、
 それぞれの自治体の中で扱われ方、そしてこれ

つての文庫として文部省としてどういふ調査をして
現状認識をされているのか、その辺についてお伺
いをお願いしたいと思います。

○政府委員（遠山教子君） 御指摘ありました教材
費につきましては、昭和六十年年度から地方の一般
財源で措置されることとなつたわけでございます
が、教材費の地方交付税単価につきましては、昭
和六十年年度から平成二年度までそれぞれ前年度を
上回る措置が講じられてきたところでございま
す。文部省といたしましては、平成三年三月末に
は新学習指導要領と対応いたしますように課金改

材品目といいますが、ものを設定いたしましたので、これ

に、内容が、小量とされる教材の数量と内容にかかわるものでございますけれども、その品目を設定いたしまして、各学校におきましてはこれを目標ないし参考として教材をそろえていただくこととしたわけでございます。

それに伴います財源につきましては、平成三年度から平成十二年度までの十年間で約八千億円の

地方交付税措置を講ずることとしたしております。この交付税措置を背景として地方公共団体において予算措置状況は一体どうなっているかということでございますけれども、昭和六十年年度以降毎年度、前年度を上回る措置がとられております。平成三年度の教材費の予算措置状況は、全国で総額約六百三十二億円に上っております。これ

文部省といたしましては、さきに定めました標準教材品目を目標として、各学校、地域におきまして義務教育を十分に達成していただくための教

○小林正君　ちよつと質問が一つ飛んでしまひまして大変恐縮なんですけれども、先ほどの一般財源化されたことに伴つて、不交付団体への対応はどのようなことを検討され、あるいは取り組まれているのか、お伺いしたいと思います。

すように、今回の措置に伴いまして新たな地方公共団体の負担となります経費につきましては、地方公共団体の財政運営に支障がないようにその所要額を地方財政計画に計上するとともに地方交付税措置を講じているところであることは御存じのとおりでございます。

では、その地方交付税の不交付団体についてはどうかということになりますと、今回の一般財源化に当たりました、一気に一般財源化するという

ことで急激な負担増にならないように配慮をしたということが一点でございますが、さらに財政運営に支障が生じることのないように、地方財政当局とも相談の上、必要に応じて調整債というようなものも講じられるというふうなことで進んでいるところでございます。

○小林正君 この調整債は自治省との対応という問題が出てくるんだろうと思いますが、大体見込み額といえますか、どの程度ということになるんでしょうか。

○政府委員(遠山敦子君) 見込み額の内容につきましては、まだ現在自治省において検討されているところであると思います。

この調整債といえますのは、経常経費にかかわります補助率カット等による不交付団体への影響に対して財政運営が円滑に行われるように認められる起債というふうに規定されておりまして、その精神のもとに影響が少なくなるように必要な措置がとられるものと考えております。

○小林正君 つまり、その措置によって穴埋めがされるということではないということですね。

○政府委員(遠山敦子君) 必要な部分については起債枠を拡大して、その拡大部分について調整債の発行が認められるという形で運用されるものと考えております。

○小林正君 今の御答弁を確認させていただきます。

それで、もとへ戻りますけれども、教材費の関係なんですけれども、今の御答弁で、平成十二年までですか、の計画の中でさまざまなそういうアンバランスを生じないような措置を講ずる、そして一定のガイドラインを設けて質的な低下を招かないような指導もされる、こういうことでありますけれども、実態的には今どういう状況になっているのか。今それぞれの自治体が努力して積み上げた数字は伺ったんですけれども、問題はなかったのかどうか、一般財源化という措置によって、教材費の問題で、その辺について、おわかりでしたらお尋ねしたいと思います。

○政府委員(遠山敦子君) 教材費の一般財源化に伴いまして必要な財源措置は講じたところでございます。

では、それを背景として各地方公共団体なり学校でどんなふうに整備が進んでいるかというお尋ねであろうかと存じますが、この関連ではそれぞれの学校の事情あるいは地域の状況に依りまして、単年度での項目に絞って教材を整備するか、また翌年度はどうするかというふうなことは、具体的状況に照らして各学校なり地域において整備計画を立てられるところでございます。

したがって、全国一斉にどのような形でどうなっている、また個々の学校でどうなっているかというふうなことはなかなか調査になりませんし、私どももそのまでの詳しいことについては把握していないところでございますけれども、財政措置とそれに伴いまして各地方公共団体で支出しておられる予算の状況をトータルで拝見いたしますと、財政措置に見合う予算の支出が行われているところでございまして、随時各地域なり学校において必要な教材の整備が行われているものと考えているところでございます。

○小林正君 この問題について、私どももそれぞれの現場実態というものを踏まえながら今後フォローしてまいりたい、このように考えているわけでございます。

次に、校舎の施設設備の関係で先ほど生活関連枠の問題も含めましてお尋ねをしたわけでございますけれども、これからの学校建設のあり方の問題ですね。地域社会に開かれた学校ということをよく言うわけでございまして、一方において登校拒否のような問題が生じておりまして、またさまざまな問題行動等の中から保健室が大変繁盛するとうような問題も起きています。今後二十一世紀へ向けて学校のあり方というのはどういう構想を持って考えたらいいのか。

一方で、既に生涯教育がスタートをしているわけですし、地域社会の中の学校のあり方。かつて、農村に行きますと、学校でさまざまな文化行

事も地域の中で行われてきて、学校は地域の文化センターだというような位置づけになった時期もあったんですけれども、今かなり社会教育施設が充実してくる中で、学校だけが何か妙に古ぼけたものとして、かつての兵舎からちよつと変わったような収容施設的なイメージもまだ残っているような気がしてならないわけです。そういう点からいくと、本当に親しめる、だれもが喜んで行けるような雰囲気を持った校舎をつくっていくということもこれからは大切じゃないかなという気がするんですけれども、そういう点について御所見がございましたら文部大臣に伺いたい。

○國務大臣(鳩山邦夫君) それは大変難しい問題だと私は認識いたしております。例えば過大規模校を分離促進していくとか、あるいはその以前

の危険改築とか当然のことでは当然のこととして措置しようということでは事足りたわけでは

し。しかしながら、私の地元は、残念ながら子供の数が減りまして、しかし自治体としての財政事情はそれほど悪くないものから、東京都台東区という私の選挙区ではインテリジェントスクール、上野小学校を大変立派なものをつくっていったわけなんです。これが社会教育の拠点にもなりまして、例えばプールは一年じゅう子供と地域社会と一緒に泳げるんですね。授業で使うときだけは大

人の人が遠慮するのかわかりませんが、そういう学校でして、ですからこれはもう大変な超過負担になっているだろうことももちろんわかるわけですが、それぐらいのお金は用意できるといふ財政状況にあるんだろうなと。

教室がないんですよ、教室が。教室がないというのは、つまり教室というのは箱ですね、箱がないんですよ。箱で区切られていない。つまり、何となくの、隣の教室、従来の概念で言えば隣の教室の友人に隣に言えれば授業中にでも言えるわけなんです。そういう壁がありませんから、給食なんというのはみんなあつとあれしちやえばだれとでも食べられる。それはまさに過大規模校の逆で

して、子供の人数が減って、定数は正やると真つ先に定数が減るんで怖いという選挙区から私は選挙をやっているわけですね。でも、ああいうのを見ましている考えなんです。このインテリジェントスクール。でも、これがやっぱり二十一世紀の学校なのかなと思います。続いて台東区は、今度、谷中小学校というのが見た目はお城なんです。武家屋敷というのか、お城に見えるんです。これが改築された谷中小学校なんです。

だから、こういうこともあるし、機能的に見てもこれからの求められる学校の像というのは、小林先生御指摘のとおり、それは昭和三十年代や四十年代と今は違いうに決まっています。今から十年、二十年たてば、また今求められているものと違ってくるわけです。だから、過大規模校を分離し、危険になりましてから改築し、う、改築の何か基準の点数をどうしようという議論では済まない時代が必ず来ることは間違いないんです。ですから、二千二百八十八億円というほどまで減ってしまったものがちよつと盛り返したというけれども、その程度ではいざい済まなくなるわけです。だから、そう考えますと、先生がおっしゃったきょうの第一問のところに戻っていくんだなということをつくづく感じます。

○政府委員(遠山敦子君) そういう事態ではございますので、文部省としても将来を見通しまして、学校施設というものは単に児童生徒の学習の場だけではなくて生活の場でもあるということ、やはりその場をゆとりと潤いのある環境に整備していくことが非常に大事だと考えております。また同時に、学校が地域の方々の学習活動あるいはスポーツ活動などの場としての役割も果たしていく必要があると考えているところでございまして、これからのさまざまな、今大臣が答弁をされましたように、そういう方向を探ってまいりたいと思います。

ただいままでやっておりますことを簡単に申し上げますと、一つは、多目的スペースや情報化対応スペースというものの整備を促進するために必

要な補助基準の改善を行っております。二番目に、学校の屋外教育環境整備のための補助も行っております。三番目には、学校施設への木材の積極的な使用についても促進をいたしております。さらには、クラブハウスのように開かれた学校というものを現実に実現していくために、クラブハウスのようなものの整備のための補助も行っているところがございます。

今後、そのようなことについての多様な要望が出てまいりと思っておりますけれども、私どもとしてもこれからはよりゆとりと潤いのある学校環境というものに向けて努力をしたいと考えているところでございます。

○小林正君 今幾つかの項目を具体的に挙げられたわけですが、ノーマライゼーションという時代の進行の中で、今後の課題として、障害を持ったお子さんも施設設備を整えれば机を並べて勉強ができる、そういうようなことで自治体の中には、段階をやめてスロープにするとか、いろんな努力をしながらやっているとあるわけなんです。ノーマライゼーションの問題とあわせまして校舎建築の関係をどういうふうに進めたいか、お伺いしておきたいと思っております。

○政府委員(遠山教子君) 現在、小中学校あるいは高等学校に在籍する障害を有する児童生徒の方々の学校生活に支障が生じないように、施設面におきましても配慮する必要があるわけでございます。このために私どももいたしまして、かねてから一般の小中学校や高等学校等の施設につきまして、それぞれの学校の実情を考慮いたしまして、例えば必要に応じて障害者用のトイレを設ける、あるいは階段などの手すりを設ける、それからスロープの整備を行うというように必要な配慮をすることが望ましいということで指導をいたしてまいっております。

また、そのためには財源措置が必要でございますけれども、その関係では学校の校舎等の改修に係る交付税上の措置も行われているところでございます。さらに、市町村等が将来に向けて公立学

校施設の新築事業あるいは改築事業などを行います場合には、最初からそういう必要な設備を整えた施設にすることができるよう、そういったことの経費についても国庫補助の対象としているところでございます。

○小林正君 ぜひそういう方向で、日本でも障害を持ったお子さんが、この間の判決が出ましたけれども、学校側から拒否されるような実態というの、やはり学校の中にノーマライゼーションの思想がまだ普及していないという問題意識で受けとめる必要があるだろうというふうに思っています。アメリカで、ADAという法律ができて、極めて画期的だということが言われているわけですが、アメリカン・カンズ・ディス・アビリティーズ・アクトというあの法律の持っている積極的な側面ですね、そういうものが日本の場合に学校の中でどう実践できるのかということは、先々の検討課題としてぜひ積極的に、まず学校がその問題にどう対応したかということが評価されるような体制を整える必要があるんじゃないかと思うんです。ぜひこのことについて、今御答弁いただいた内容をさらに強化していただきたいのと、このように考えているところでございます。

神奈川県では高校百校計画というのがありまして、その中で単なる入れ物づくりではないということから、学校を建てる場合にその費用を、文化のための一％拠出ということで、文化的な側面にそれを使うということで校舎建設、学校建設が進められたという経緯があるわけですが、何かそういうテーマを今後の学校建設に向けて指標として提起できるような何となくですか、審議会というのか、そういうようなものをおつくりになる御意思があるかどうか。

○政府委員(遠山教子君) 学校の標準設計の見直しにつきましては、私どもも行政の日程にも上らせているところでございます。直接審議会ということとは現在考えておられませんけれども、これからの学校施設のあり方を踏まえて専門家による標準設計の見直しというふうなことに取り組んでまいりたい

と考えております。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 勝手なことを言うかもしれませんが、文部省の方々がびつくりするかもしれません。例えば学校五日制の問題もありません、あるいは学校開放の問題は、それは小中高大全部に言えることで、よく学校開放という問題が言われま

すけれども、先ほど私が申し上げた台東区の例というの、学校を開放するんじゃないで最初から開放されておる。複合施設と言ってもいいんでしようけれども、ですから学校五日制に伴ってま

たいろいろな事柄が受け皿として出てまいりますね。ですから、今後の一つの考え方としてそういうことは重要な要素ではないだろうか私は個人的に考えておりますし、役所の中でもない話をしていきたいと思っております。非常に部分的な点でございしますが、私の考えていることです

○小林正君 やはり基本的な物の考え方を、既成概念を変えていくということ、今二十一世紀というのはいろんな場面で行われているんですけれども、学校という場について二十一世紀に向けて何をすべきかということからしますと、今までやってきたことにこだわってそこから一歩も出ない、あるいは部分的な改善にとどまるということでは教育の劇的な進展というものは期待できないだろうというふうに思うわけです。

それが、文部省の日ごろそばをばしている皆さん方からすると大変迂遠な話だと、夢物語じゃないかと、こういうような形で受けとめられがちだとは思いますが、私もどこにおりま

て、前年対比で言えばこうなんだ、シーリングがこうなっているというのを言い続けていると、一歩も前に出ないどころか、この十年間の教訓によつて、どうそれがおとしめられてきたかということがもう明白なわけです。ですから、そういう点で考えると、これはだれが見ても非常識で、現実を知らないあほうの作文だと思われるような夢を大きく教育について描いていくということが大事だろうと思っております。

これは教職員定数についても同じです。学校にあらゆる職を置く。そのために何人あつて必要なのかということ、だれもがびつくりするようなことをどんどん出すべきだと思っております。そして、一人一人のかけがえない子供たちに本當に行き届いた公的な場での手塩にかけられるような、そうしたことがされることによって、家庭教育の場でも、自分たち夫婦だけの子供ではない、まさに日本の子供として手塩にかけて育てられる条件が整っているんだから、我が子としてだけではないで大事に育てたいという思いが出てくるだろうと思っております。

ですから、そういう意味で、人口減少の問題、最初に戻りますけれども、やはり人口が減っていく、こんな国に子供を産んで育てて、将来子供がどういう運命をたどるのかという不安感というのが一方にありながら、そしてまた、自分たちの現実生活の中で教育費の圧迫要因で、二人産みたんだが一人にしておこうとか、いろいろなことになつて、子供を産む若い世代に圧迫要因になつていく。そのことを国としてあるいは自治体として政治が取り除いていって、本當に健やかな子供たちがたくさん日本の社会で幸福追求ができるような条件を、学校としてあるいは教育の分野としてどうできるかということが大変大きな課題だろうと思っております。

ですから、我々は、夢をできるだけ大きく持つて四百三十兆円のうちわずかの〇・〇一％がそこらということだけではやっぱりまずいので、

今後の十カ年戦略の中では教育が大きく伸びるようなものを、そうした公共投資の基盤的な問題として教育が大きな比重を占めるような体制にしていく必要があるだろうと思う。そのためには、まず大きく要求していかなきゃだめだろうと思うんです。このことについて、文部大臣再度御答弁いただきたいと思ひます。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 小林先生のそういう教育にかける情熱あるいは教育についての哲学については、私は一〇〇%賛成でございます。

ただ、そうした先生の情熱や夢やあるいは哲学、私も同様のものを持つてゐるつもりですけれども、それを実現するためには、もちろん教育・イズ・マネーではないけれども、しかし必要なお金がなければ、必要な予算を組むことができない、夢を追うための準備すら整えることができないという実態がございます。

このような予算編成が平成四年度に比べて平成五年度がどういう姿になるだろうか、また平成六年は五年に比べてどうなるか。これが微増、微減を繰り返すようなことをやり続けていると、結局は二十一世紀を支える立派な日本人をつくり上げることができなくなるといふ結論に到達することは火を見るよりも明らかであつて、大蔵省の方々も傍聴していただいておりますが、その点は十二分に御理解をいただいているのは間違いないわけで、そういう共通の二十一世紀、二十二世紀に向かつてのどういふ人づくりをやるかということについては、やっぱり私も先生おっしゃったとおり、できるだけ夢を描きたいですね。

私は、甲子園でもやそれに類するようなごあいさつをしてしまつたわけですが、やっぱり夢とかあこがれとか、そういうものを持たない人生、そういうものを持つことができない少年少女では、これは本当の幸せとは言えないわけで、我々もまた日本人がすばらしく成長、今のお子さんたちがすばらしく成長するようにどういふ夢を描くかということをもっと考えなければなりません、夢を追うための準備として基本のもの

のは整えていかなければならないと思つて、先生の哲学に全面賛成をしながら、遠い道ではあるかもしれないが、難しい道であるかもしれないが、懸命に歩いて登つていきたいと思つております。

○小林正君 どうもありがとうございます。以上で終わります。

○会田長栄君 会田であります。

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案が提案されて、大臣から趣旨説明され、本日の審議をもつて終了させる、こういう予定になつております。この機会に、これと関連をいたしまして幾つかの点で御質問申し上げますから、質問の方も簡潔にいたしますので、答弁の方も前段部分は簡潔にお願いしたい、こう思ひます。

一つは、この法律の一部改正に伴つて、この法律が発した当時の経過と目的というものが一体どのようなものであつたかということをおは再認識しておく必要があると思つてお尋ねするわけであります。

○政府委員(遠山教子君) 申すまでもなく、義務教育につきましても教育の機会均等と教育水準の維持向上を図ることは国の重要な責務であるわけでございまして、このことから、国は義務教育について義務教育無償の原則にのっとり、国民のすべてに對しその妥当な規模と内容を保障するため、国が必要経費を負担することにより教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的といたしまして、昭和二十七年に義務教育費国庫負担法を制定いたしまして、義務教育に必要な経費について国庫負担をしてまいつてるところでございまして。

この制度のもとにおきまして、国としましては教職員の給与と費を負担してまいつてゐるわけでございまして、そのときどきにおける地方の財政状況や現職の教職員との関連性等を考慮いたしまして、共済費でありまして児童手当等必要な経費について国庫負担してまいつてゐるところでございまして。

○会田長栄君 この法律案は、もう大臣もご承知だと思ひますが、議員立法だつたんですね。それはもちろん各地方公共団体あるいは父母、そういうものの切なる要請に基づいて議員がこの法律を出発させていったという経緯があるんです。だから、このときの最大の理念といひましようか、目的といひましようか、義務教育無償という憲法の原則、それに伴つて日本国じゅうどこでも、教育の機会均等という立場から、いわゆる教育水準を向上させるためにどうしても必要な措置として提起されてきたものと思ひます。その理念というものは私は今もつて変わつていないものと思ひます、どう思ひますか。

○国務大臣(鳩山邦夫君) いわゆる財政的な事情というのは変わつたと思ひますね。つまり、地方自治体に財政力がなくて、教育をいわばかなり地方分権的な色彩の強いものとして地方公務員に位置づけた場合に、これでは地方自治体が学校の先生方の給与を十分払うことができないおそれがあるから国庫がきちんと半額を負担しなればならぬ。それをまた教職員の給与と費だけでなくてほかのものもいろいろと積み上げていったというものは、当時の財政的な事情、地方と国の関係に基づいていたことは間違いないと思ひます。

しかし、会田先生おっしゃつたとおり、こういう制度は、日本が世界に誇るべき義務教育のあり方、均一な教育というものをどこにいても受けることができるということが今日の経済大国日本をつくり上げた原動力だつたということを考えますと、まさにこの日本の義務教育というものは背骨がしっかりとつてゐるというのか、とにかくがっちりとした骨格を持つてゐる。その骨格が私はこの義務教育費国庫負担制度なんだろうと思つております。それを私もまた義務教育費国庫負担制度に抱いている理念と考えるならば、その理念は充足當時から今日まで何ら変化してゐない、こう思ひます。

○会田長栄君 それでは、この法律が制定されて以来、一部改正という形で補てんをされてきた年

代まである。しかし、ある年代が来ますと、この法律の中身を一つずつ他に移すという傾向が出てまいりました。こういう推移についてどのような所見を持つてゐるか、ひとつお伺ひいたします。

○国務大臣(鳩山邦夫君) それは、正直申し上げて、地方にも財政力がついてきたという点、国と地方のあり方ということについては、行財政改革という観点からもあるいは地方の時代という観点からもさまざまな見直しが続いてゐる中で、とにかくがっちりとした骨格はこれです。これこれのものは地方に任せて独自色を出しても何とかがあつて、確かに先生おっしゃるやうに、項目があつてきたものが、またこの山を越して減つていつて今回は追加費用かといふ、こういうことだろうと思ひますが、骨格は守れ、そういう中で国と地方のあり方を考えよう。

ただ、先ほど小林先生に對してお答え申し上げたやうに、そこに文部省予算の編成のための知恵というのか、工夫というのか、そういう事情が加わつてゐることは私は否定いたしません。

○会田長栄君 これはもちろん一つの山を越して改正された経過というものは、旅費と教材費の問題、それから恩給費、退職年金、退職一時金、そして今度の共済費の追加費用の問題と、こう出てきてゐます。なるほど、これは各地方に任せてみても、一番目の旅費と教材費の部分を除いては、これは国庫負担制度の中身のときと変わらないで維持されてゐる。それは事実であります。しかし、同僚の小林委員がおっしゃつたやうに、旅費と教材費についてはどうかといふたら、これは見直してみなければならぬと私は思つてゐる一人であつて、来ていると思ひますから、お伺ひしていき

たい。

平成三年の「文部時報」の九月号「教材の整備に對する財政措置について」といふ、自治省財政局交付税課課長補佐の岡本さんが書いております。わかりやすく書いております。

この第一点は、「国は、新学習指導要領に対応すべく、義務教育諸学校の教材品目の基準を見直し、新しい「標準教材品目」基準を作成」いたしました。標準教材品目基準を作成して、この中で特に「今回の教材基準を満たすためには、今後一〇年間で全国で、約八〇〇〇億円」の経費が必要になります。単年度ごとに一〇%ずつふやしていくんです、こう説明されているんです。

全国三千二百三十八の市町村、もちろんこれは自治省がはつきりとしており、財政力にばらつきがあることははつきりしています。ここで、「しかしながら」と、こうあるんです。ここが大事なところなんです。「児童生徒が、どの地域に住んでいようと、同じ水準の教育を受けることができるようにするためには、全国の市町村が、基準どりの教材品目を購入するための財源措置を行う必要がある。」、こう言っているんですね。これは前段の八千億の説明と同じですね。これは全く同感です。

そこで、お伺いしたいのは、国庫負担と異なり、その使途を特定されない一般財源でしよう、それは言っても、だから、この「しかしながら」というところを非常に強調しているんですね。一般財源であるために、その交付額決定のための積算基礎、これは各地方公共団体に特定の財政支出を強制するものではないんですね。こうもおっしゃっています。そういう性格のものでないんですとおっしゃっているわけです。そして、「しかしながら」云々と、また先ほどの子供の問題が出てくるんです。そうすると、この三千二百三十八市町村の自治体の取り組み方によっては旅費と教材費、とりわけ教材費というものが、目標が設定されながら、現実にはそのときの自治体の政策選択によって浮き沈みするんですね。こうもおっしゃっています。これは私がおっしゃっているんじゃないんです、とおっしゃっています。

そこで、お尋ねしたいのは、これほど明確に自治省の考え方がはつきりしているんだが、実際に三千二百三十八の自治体を見たら、この教材費と

いうのがどういう傾向になっているか、聞かせてください。

○説明員(田村政志君) 先生御指摘の旅費、教材費について交付税の措置額と各地方団体の予算額がどうなっているかということでございますが、これは文部省の方でそういった調査をされておまして、文部省を通じて私も毎年度単位費用を改定する際に実態がどうなっているかということを見ながら、その単位費用の改定に当たっているわけでございます。

今先生の方から御指摘ありましたように、交付税そのものは一般財源でございますが、私も基準財政需要額の算定、そして具体的に単位費用の策定に当たりますと、各団体にその考え方がわかるように明示をしておりますので、予算編成に当たりましてそれを一つの指針としながらある程度、文部省の基準もございまして、そして私どもの単位費用の数字も明示されているわけでございます。すので、各団体それを照らし合わせながら、そして各団体の実情に応じた形で適切な予算措置がされるものというふうに考えております。

○会田長栄君 要するに、積算単価を決めて、交付税総額できちとして、決定をして各自治体におろしますね。おろしても強制力を持たない性格のものだから、子供の教育というところの関心の度合いで浮かんたり沈んだりが出てくるんです。出てきているんです。だから、それは出てきているところはいいんです。プラスになっているところは、先ほど文部省の局長がプラス三十四億になったと。なるほど、三十四億足されればだんだん大きくなる、こう見るけれども、実際に、私は正確ではありませぬけれども、五十九年から六十年、六十二年、六十二年、六十二年、元年度と、単年度ごとに教材費というのは一〇%減、二〇%減、三〇%減という町村があるんです。市もあるんです。

だから、こういう現実を見ていきますと、私は自治省にその次にお尋ねしたいんだけれども、強制的な性格を持たない交付金、しかし一方で、し

かしながら国の基本となる教育はこの地域でも大事なんですというのを訴えて願っているんだが、現実にはこういう傾向にありますというから、自治省そのものが正確な調査をして私にはつかむ必要があるんじゃないか、こう思うから、自治省は調査をしているんですかというのをその次に聞きたいんです。

○説明員(田村政志君) 先ほど申し上げましたように、単位費用をつくる際に各所管省庁からいろいろ資料をいただいております。それで実績と申しますか、予算措置額と単位費用、基準財政需要額の関係を私も十分見ながらつくっているわけでございます。この教材費につきましましては、文部省の方とも御相談しながらやっております。

ただ、実態と乖離があるではないかという御指摘でございますが、交付税の性格そのものが、先生もう御存じのように、使途制限をしてはならないという性格でございますので、私も単位費用を通じながら、やはり各地方団体に、まあ各市町村長にいたしましては子供の教育のための教材費の充実というのは、それは重々御存じだろうと思えますから、その辺を所管の文部省とも御相談しながら、徹底されるように、趣旨を尊重していい教育をしていただくこれからのようにしていきたいと思っております。

○会田長栄君 もう一点だけ自治省にお尋ねしておきますが、平成三年度から整備計画で毎年一〇%ずつ十カ年で八千億、これを交付税措置をしていくというところで明らかにして出ましたね。しかし、実際に教材費が一般財源化された以降、そういう大変な手があるような市町村に対してどのような打撃があるんだらうかというのを聞きたいんです。最後でありますけれども、やっぱりこの文章どおりですか。

○説明員(田村政志君) 先生の御要請も十分わかるわけでございますが、地方交付税を所管している立場の私としては、地方交付税の性格上おのずから限度があるということでございます。た

だ、一般財源でございますから、どう使うかということにつきましては、やはり所管省庁で教育の重要性について十分各地方団体に指導していただくということではなからうかと思っております。

○会田長栄君 これはひとつ、自治省としてもやっぱり慎重に、大変な課題だという認識の上に立つて、今後とも指導を強化してほしいと思うんです。そうしないと、一般財源化しちゃうたためにそういう自治体が出てくるというのは、その自治体に住む子供たちがいるということなんです。それから、そうするとこの国庫負担法の目的からいって、じゃ果たしてどうなのかということになつたら、それはもう自分の自治体の首長と議員の問題ですと言つて逃げられるというんであれば、子供には全くそれは困ったものでございまして、その点の御指導というものをこれから親切丁寧に実はやつてほしいなと思うんです。

これは、教材費と旅費が一般財源化するときにもこの議論になっているんです。必ず一般財源化していくという傾向が出るよ、これはもう自治体によってその格差が出てくるよ。それをどのように補てんするかということについて考えていかなければ、この負担法そのものの法律の趣旨、目的、理念から遠ざかってしまうというところとが申し上げられておりますから、あえてお伺いしたわけなんです。私も打つ手はないと思うんですけれども、そこは自治省でありますから、打つ手はあるんだらうと思えますから、ひとつよろしくお願ひします。私はないです。しかし、自治省なら必ずある、それはぜひ心して取り組んでほしいとお願ひしておきます。自治省、ありがとうございました。

さて、これと関連をいたしまして文部省にお尋ねいたします。今も自治省にお尋ねしたんですが、教材費の問題について調査済みですか。

○政府委員(遠山教子君) 教材費の件に関しましては、先ほど来数字も挙げて御説明いたしておりますように、地方財政措置を背景として各地方公共団体においてどの程度予算化しているか、また

対前年度との関係でどのような状況になつてゐるか等につきましては逐一調査をしてゐるところでございます。

○会田長栄君 それでは、もう一つこれと関連をして、標準教材品目基準というのは、これは各都道府県に指導済みなんですね。

○政府委員(遠山敦子君) この品目について定めましたときにはもちろん地方公共団体に通知をいたし、また冊子にしたものを各地方において手に入りやすい形で提供してゐるところでございます。

○会田長栄君 文部省が一定の調査をしておおよその点が集約されてゐるということでありまして、後ほど結構でありますから、その資料をぜひいただきたいと思いますが、いかがなものでせんか。

○政府委員(遠山敦子君) 先ほど御答弁しました範囲内で資料を提出することにつきまして、委員長あるいは理事との関係においてそういう方向でございましたら、私どもとしては異存はございません。

○会田長栄君 じゃ、後ほどよろしくお願いしたいと思ひます。これは非常に大事な問題でありますので、特に国土庁も来てゐるようでありまして、国土庁にも申し上げておきますが、均衡ある国土発展を目指すという全全の大目標を掲げて今日まで国土庁は取り組んでゐる。しかし、現実には財政力の弱いところは一般財源化すれば、そのときそのときの政策の選択によつて実際はこういうものに影響を及ぼすということだけは確かでありまして、その点はひとつ気にとめておいてもらいたい、こう思ひます。

私はなぜこの一般財源化の問題で言ふかといふと、強制力を持たないものだから、これは自治省も実は逃げているところがあるんですね。例えば一時あつたでしょう、国家公務員の賃金に比べて地方公務員は高過ぎる、ラスパイレース一〇〇以上のところは正しなさいといふて、もうこれは指定をして是正してしましたね。しかし、そのことについてきようさわるつもりはありません。私は

そのときにも自治大臣に申し上げたんですが、どうして一〇〇以下のところにきわらないんですか、一〇〇以下のところに一〇〇以上のところにきわらんだら一〇〇以下のところにきわらなうてみたらどうですか。あなたの町村は、自治体は自治省が算定するラスパイレースでいくと八八しかありません、七六しかありません、したがつてこれを五カ年計画で五ぐらいずつ上げて一〇〇にしなさいいけないでしようなんといふことは絶対に言わないで。

これは決算委員会でも厚生大臣にも申し上げました。福祉十カ年計画でこれからマンパワーを確立してやつていくんだ、こういつてゐるの示しました。そして、私はその中の一例を示しました。

ホームヘルパーというものを十万人にするのですけれども、今いるホームヘルパーの身分と待遇というのはどうなつてゐるんですと聞いてみたんです。そうしたら国は、二種類ありまして、百五十万と百三十六万と二通りありますから、それを交付して、これにプラスして市町村がやつてゐるんですと、聞かへはいいんです。しかし、私はみずから実態調査をもとにしてやりました。どうしてそれでは一カ月六万円の人があるんですか、一カ月八万円の人があるんですか、九万円の人があるんですか。全国平均にして十二万円という人、どうしてそういう数字が出るんですかと聞いたら、これも強制力を持たないためにこうなつてゐるんだと。これまた中央で議論することと地方の自治体ではこれぐらいの差があるんだという例なんです。

したがつて、今申し上げました教材費の問題といふのも、これは決しておろそかにできない問題でありますから、自治省にもお願いしたわけなんです、文部省としても調査をして、なおかつ丁寧に各自治体を指導してほし、こう思ひます。

実際に北海道の例を私は言ひますと、五十九年を一〇〇とすると、もう既に六十年で、これが改正された時点ではや五三までダウンしたところがあるんですよ。五三、六三、七八、八〇。ところ

が、一方では一二〇、一三〇、一番高いところで一七〇というところもある。こんなばらつきが出してしまう。何で北海道を言うんだんてしかられるから、我が福島県も言ひます。こういうふうな顯著に出ちゃうんです。そこをひとつお願いしておきたいんです、この一般財源化という問題について。

これは旅費も同様ですよ。一般財源化されたことによって教員一人当たりの旅費というものがふえたのか減つたのか、果たして一人一人の教職員にそれは旅費というものが保障されてきてゐるのかどうかといふことになりまして、またここに問題が出てくる。また全国で格差があるんです。

だから、国で言う、国と地方の役割分担、きりいな言葉ですけれども、実際はこの国庫負担法の目的からいふと財政力の少ない地方自治体は非常に危険なんです。そういう側面もあるといふことをひとつ御承知願つて、御認識願つて、この問題について今後のことについて私は次にお伺ひしたいと思ひます。

旅費だ、教材費だ、恩給だ、共済組合費だ、退職一時金だ、年金だ、だんだんふえてきて、今度はここに來ました。この法律の基本的な目的を守るためには、もうこの辺できつと私は位置づけていじやないかと思ふんですが、今後の見通しのことを考えると大変危機感を持つ一人なんです。これは日本の義務教育にとつて大変だといふ気持ちを持つてゐる一人なんですけれども、この辺でひとつ文部大臣、御所見を承つておきたい。

○国務大臣(鳩山邦夫君) それは先ほども申し上げましたように、義務教育費国庫負担制度といふものは我が国の義務教育の背骨であるいは中心となる骨格といふものを絶対に崩させない、骨格を確実に守つていくといふことのためにある制度だ、このように考えておられて、そういう観点からいろいろ見直しをいたしましたが、まあこれが骨格であるという部分に、例えば先ほど話に出ました事務職員、栄養職員も基幹的な職員でございます。

ますから、そうした方々を義務教育費国庫負担制度から外すなどといふことはいわば骨格をむしばませるような話だと思つております。そういう観点で申し上げればいわゆる工夫の余地といふのはもうほとんどなくなりつつあるのではありますまいかと考えております。

なお、ちよつと聞かれもしないのに答弁をして申しわけありませんが、先ほど先生が旅費、教材費のことをおっしゃつたことはよくわかつております。先般、衆議院の文教委員会のこの法案の質疑のときに、どなたかの質問の中で、いわゆる教育関係の基準財政需要額を分母に置いて実質に支出した、使つたお金を分子にとつた場合に、都道府県単位では一を切るところもあるやうだと、これは建物関係を入れる場合と入れない場合といふような仕分けもしておりましたが、市町村で言うところにはまたある意味でいえば超過負担なのかもわかりませんが、一・七とか一・八といふやうな数字もありますよといふやうな形で、そういうばらつきについての問題点の御指摘があつて、なるほどそのやうな実態かと、私もさらに勉強してみなければいけないと思ひました。

よく官庁間では、一般財源化することについては、例えば旅費、教材費を一般財源化することとは文部省予算の中からは消えるわけですから、これは文部省で何か権益がよそへ移動するかのやうなことを官界では話題にする風がゼロと心得ないと思ひます。私は、そういう考え方は国民のためにならないわけで、例えば旅費とか教材費といふものをいづれ地方にお任せをすることになつたとしても、どのような旅費の使われ方をしておるのか、どの程度の教材費がどのように使われていてどのやうな教育がされてゐるのかといふことはあくまでも文部省の責任の範囲内だと思つておりますから、先ほどからの御指摘のやうな問題については十二分に精査してまいりたいと思ひます。

理振法といふものも、この法律も一時は予算がどんどん減つて、これじゃ理振法といふ法律の意

味がないうと。理振法と申し上げるものは、御承知のように理科及び算数、数学振興法のようなものですから、こちらの方も十二年計画を小学校でスタートさせましたから、来年から中学、その後高校となつて、この理振法の運用の充実を図るといふのもこの教材の問題については有意義であらうかと思つております。

○会田長栄君 先ほど申し上げましたが、教材費の問題について基準というものを作成して各都道府県、自治体に配付をしているということでありますから、教材費問題についてはこの十年、残り八年というのは非常に大事になってきていて、このところでありまして、ひとつ御指導のほどをよろしくお願いしたい、こう思います。

もちろん、このままこの法律のもとでいきますと事務職員と栄養職員の問題というのが頭にくる一つでありますので、その点については文部大臣から再三にわたつて、この制度の根幹というものを崩すことのないようにやっていますから、ぜひよろしくお願いしたい、こう思います。とりわけ、平成四年度の教育予算を見ますと、文部省予算の下降線というところに歯どめがかかつて上り始めたところでありまして、その点については敬意を表しますが、今後ともそういう点も含めましてぜひよろしくお願いしたい、こう考えております。

それではその次に、事務職員の配置率というのは全国的にどのぐらいになっているんですか。

○政府委員(遠山敦子君) 事務職員につきましては、これは県費負担職員に限るわけでございまして、これも定数上の措置といたしましての配置率は九六・四％でございます。

○会田長栄君 それでは、学校教育法二十八条第一項ただし書きというのはいつの時点で外れるものでしょうか。これはもう内々検討しているのではありませんか。

○政府委員(遠山敦子君) このただし書きでは、「教頭又は事務職員を置かないことができる。」と

いうふうに出てくるわけでございまして、けれども、ここで言つております「特別の事情」という条件を付しているわけでございまして、この「特別の事情」と申しますのは、極めて小規模な学校あるいは地域的な事情等で適当な者を採用できないような場合を想定したものでございまして、この規定下ではございまして、文部省としましては累次の改善にわたる教頭と事務職員定数の改善を図つてきたところであります。このことは先生も十分御承知だと思ひます。これらの教職員につきましては、極めて小規模な学校を除きましてほぼ全校配置になつていてございまして、現段階におきまして、その極めて小規模な学校を含めまして全学校に事務職員等を配置するということにつきましては、他の職種とのバランスでありますとかあるいは優先順位あるいは財政状況等考慮すべき問題がいろいろ多いわけでございまして、慎重な検討が必要であると考へていてございまして、ただし書きを削除するということは現段階では考へていないところでございまして。

○会田長栄君 大体九六％以上配置されている、その上に学校の統廃合が進んで規模の大きい学校がふえてきている、そういう意味ではもう事務職員も複数配置をしなきゃならない学校があるんじゃないか。こういうような情勢になつてきているときでありますから、これは教職員定数増の計画と関連をいたしまして、今日まで第五次、高校は第四次定数改善計画というものが完結をして本年度は調査検討に入るといふ時期でございまして、どうぞその点十二分に加味をして検討をつけ加えてほしいという意見を申し上げておきたいと思ひます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次に移らせていただきますが、その一つは、平成四年度の文部省予算の中で、特に高等教育にかかわつて大変力を入れるようになってきたということで、これは喜ばしい限りだと、こう思つていらっしゃるんです。したがつて、これと関連をいたしましてお聞きしたいのは、一体国立

立大学とか大学院とかというものの適正な配置といふのはどうあるべきなのかということをつくづく感じて一人なんですよ。

そこで、前段に国土庁からお伺ひいたします。四全総の施策の中で、東京一極集中を是正してとにかく均衡ある国土発展に寄与しなければいけないという大目標を掲げました。この四全総の方針と高等教育との関係でどのように考へていらっしゃるのかということをお聞きしたいと思ひます。

○説明員(高津定弘君) 大学等の適正配置の推進ということの件でございまして、第四次全国総合開発計画におきましては、「地方圏に重点を置いて高等教育機関の整備のための施策を講じる。」ことと考へてございまして、これは国土の均衡ある発展を図る観点から大学等の適正配置を一層これから進めていくことが重要であるといふふうに考へております。

○会田長栄君 特に今、国立大学、これは私学も同じでありますけれども、各都道府県にとりましてはこの四全総が出て以来産学行の一角、連携、そして県政の施策の中に生かしていくということが非常に強く打ち出されてきましたね。これはもちろん産業基盤整備、農業基盤整備、工業基盤整備、生活基盤整備というように、大変行政と大学と産業界の連携というのが密になつてきたんですね。このことを踏まえていかなければならぬと国土発展がなかなか難しいんじゃないかという気持ちがあるものですか。ここでお聞きしたいわけでありまして。

具体的に文部省に今度はお尋ねいたしますが、そういう意味で大学の果たす役割というのは非常に地方にとつて大きくなつてきておりますから、国立大学が、これは学部を含めて一括して国立大学と言つてしまふますが、学部を含めて地域の要請にこたえられるように実は適正に配置されているかどうかということをお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(前畑安宏君) 学部を含めてというお

話になりますと、これはいわゆる専門分野別の地域配置ということになるわけであります。かねてからいろんな機会にそういつた全国的な大学の配置と専門分野を含めた配置といふものを検討しております。しかしながら、具体的に専門分野別といふところまで踏み込んで物を考えますと、そのときどきの人材に対する需要の問題であつたり、それが数年たつと人材需要が動いたりいたしますので、なかなか難しい問題がございまして。私どもの方では、今御指摘の分野別まで踏み込んで全国的な配置といふことは、これは固定的に考へるのは必ずしも適当ではない、このように考へております。

○会田長栄君 先ほど私が国土庁の方に申し上げたとおり、均衡ある国土発展ということを目指して行政と大学とそれから産業の連携プレーといふのは非常に今ニーズも大きくなつてきたし、期待も大きい、成果も上がつてきている。こういう状況の中にあつて、もう一度見直してみよう必要があるんじゃないかということ、私は見直してみたい。それは文部省が見直したんでないから正確でない分野もあると思ひますが、一例申し上げます。

四十七都道府県に国立大学があつて、自然科学系統のない都道府県というのは実は三県ございまして。どうしてこういう結果になつたのかと私にも不思議でならない一人なんですけれども、三県あるんです。私が見た範囲では、自然科学的に平均してあるところ、それから特色を生かしてその地域の要請にこたえられるようにでき上つていて、全くなつてこのことにさられないところとあるんですね。なるほどそうかなと、こうお思ひなんでしょうが、そうではありませんと、こうなら、そのように答えてほしい。

○政府委員(前畑安宏君) 国立大学というものを大要評価していただいて、まことに設置者の事務を担当する者としてありがたい限りでございます。

稼いでいるかもしれない。しかし、子供を学校に上げたいというときに、自分の県にあるのとなんとは全然違いますよ。少なくとも高等教育を公正な、適正な配置をしていくというのだったら、これからの国土のあり方、つくり方という方針とあわせて高等教育の方針も見直さなければならぬんじゃないですか、こう私は言っているわけですよ。

福島県の広さなんというのは四国の広さですよ。いわきにあるからなんて言われたらいいで、どうにもなりませんよ。しかし、それでも待ち切れないから私学を誘致した。そうなっているんです。なかなか文部省がおかたいから、じゃ、公立で、せめて企業の立地に合うように、子供の要望に合うように会津に公立大学をつくるということも出てきた。しかし私は、そういう意味でいえば、国立大学だって、一例を言えば、福島大学に自然科学系の学部だつてつくるといふことを見直すことはそんなに難しい問題ではないのではないかと思っているんです。だから聞いているんですよ。どうしても高等教育が何とも返事しようがないというのであれば、この次、総理に直接お伺いしますよ。福島ばかりではないんです。私がさっき言ったように三県あるんだから、全くその点では疎外されているんだから。私は逆に疎外と言いますよ、その意味では。それは直接お尋ねしてみますよ、この問題について、データをそっくりそろえて。

しかし、それを言ったのでは意味がないから、これから文部省でも、こういう意味で見方を変えて四全総との絡みでひとつ検討してみよう必要があるんじゃないかと、ここに私は結論を置いているんだ。だから、国土庁にも来てもらったんです。書いてあることは立派。言うことも立派。それじゃ、中身を伴うように総合連絡調整をしてやってくれたらいいかなものですか、こういうことなんです。これは産業界の要請でもあるんですよ。そういうことでお尋ねしたわけです。どうぞよろしくお願いたします。

○政府委員(前畑安宏君) 御趣旨のほどは十分承らせていただきました。

ただ、私どもとしては、国立、公立そして私立それぞれがそれぞれの役割を果たして均衡ある発展を図ることが重要であると考えております。御案内のとおり、最近では地域振興という観点からの大学設置というものが各自自治体でも推進をされております。それぞれの地域における振興ということについて各自自治体が公立大学の設置を推進していただくというものは大変ありがたいことである、このように考えております。

○会田長栄君 それでは最後に、国会の、いわゆる議員会館の隣組の話をちよつとお尋ねしますから、見解、所見などあったら聞かせてください。それは、東京都千代田区教育委員会が発行している「二十一世紀へのかけはし 区立幼稚園 小・中学校の「適正規模・適正配置」をめざして」という広報を見ました。そこで、大臣も御承知だと思えますが、永田町小学校の規模というのは大体二百四十人なんです。小学校でいったら適正規模に近い。私の希望からいって理想的な学校。私から言わせればですよ。とりわけ、ここで文部省が指定をしているのは大変ユニークで、なおかつ東京都から歓迎されている学級もあるんです。いわゆる帰国子女の教育学級、今や大人さえて来てるという話を聞きました。こういうようなところでございますから、どうして平成五年四月一日からこういう特色のある学校というものをなくすんだらうかということをもひとつ感想を聞かせてください。

それからもう一つは、これは局長で結構でございます。東京は今や統廃合しようとしていますね。例えば、十四校ある小学校を八つにする、五校ある中学校を三校にする。これは幼稚園も同様ですね。今非常に規模を大きくしていこうとかかっているようですね。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 今のは千代田区の数字ですね。

○会田長栄君 永田町小学校、千代田区の問題で

すよ。今や、全国的には規模の大きいところが反省に入つて、標準規模的なものを追いかけていくという動きになっていきますね。こういうところについての所見。

それからもう一つは、これから都会で学校を統合するとすると、たちまち大きなビルをつくるんだらうと思う。一体小学校というのは、ビルは通常何階までを文部省として好ましいと見ているんですか。そういう指針はおありだと思ふんですよ。例えば、十階でも十五階でもいいなどという考え方は私はないと思うから、その点についてどのような考え方があるか参考に聞かせてほしい。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 永田町小学校のPTAの方々が私をお訪ねになりました。いろいろとお話を承ったこともございます。ただ、いわゆる衆議院でいいます東京第一区、千代田、港、新宿、そして私の選挙区である第八区、台東区、文京区、中央区という都心の二つの衆議院の選挙区が人口急減という、これは土地問題もありました。相続税、固定資産税の問題もありました。地上げの問題もありました。オフィス需要の問題もありました。いろいろありまして、まさにドーナツ化現象のドーナツの輪っかの真ん中というところで、ふるさとが次々とビル化して破壊されていく悲しいさまに置かれてしまっていることは、私どもの努力不足もあつたし、日本の政治、行政の一つの宿命かと思ひますが、欠陥を露呈したものだと思ひ、みずからの選挙区の将来を憂えますと同時に、同様の状況に置かれております東京第一区の将来を考えますと、まことに夜眠ることができないような二テイーが失われていくという悲しい状況があるからでございます。

そうした中で、当然私の選挙区の方でも学校の統廃合の問題というのは常に大きな議論を呼びまして、しかし結局は地方自治体の区の判断、それは当然区議会の判断であり、また区長の判断であり、区民の皆さんもそれに加わつて議論をして最終的に結論を下していつて、むしろ災い転じて福

となすという言い方はどうかと思ひますが、そういう統廃合の中で、先ほど私が申し上げたような超インテリジェントスクールのようなものが誕生していつていくといういきさつもありますので、これは千代田区民の運動があることも聞いております。千代田区民、千代田区議会、千代田区長、そうしたところで大いに議論をして決定すべきことではないだらうか、こう考えております。

なお、帰国子女教育という特色を持っているという点については、また確かに永田町小学校が果たしてきた役割というものは私なりに認識はいたしております。

○政府委員(遠山教子君) 大臣のお話のとおり、この問題については、第一義的にはその学校の設置者である千代田区において検討がなされることとございましてけれども、今御指摘の永田町小学校は七学級二百三十人程度でございまして。先ほどどれぐらいが標準的な学校かというお話でございまして、一般的に申し上げますと、関係の法令で定められておりますとおり、小学校の標準的な規模はおおむね十二学級から十八学級ということとでございます。もちろん、土地の事情その他により特別の事情がある場合には必ずしもそのような規模でなくていい点もあるわけでございます。

それから第二点でございますけれども、高層の学校が予定されておるようであるがというお話でございますが、この点につきましては、千代田区に確認いたしましたところ、現在そのような構想は特にないということとございまして、じゃ文部省としてはどんなふうにご考えているかということとでございますけれども、この点につきましては、児童生徒の緊急時の安全性等を考慮いたしまして、学校施設設計指針によりまして、小学校では三階以下、中学校にありましては四階以下を原則としておられるところとございまして、原則ではございますが、このような考え方に基づいてやっておりますところとでございます。

以上でございます。

○会田長栄君 ありがとうございます。終わります。

す。

○針生雄吉君 本日の委員会のメインテーマにつきましては、本日も今まで精力的に取り上げられたところでありまして、私はあえて触れないことにいたしますのでお許しをお願いいたします。

私は、外国人留学生をめぐる問題に関して二、三の質問をし、教えていただきたいと思ひます。いずれも外国人留学生、特に国費留学生に関する事になりますけれども、少数の方々ではありますけれども、現場で外国人留学生と接しておられる方々の現場での御意見でもあります。一つは、外国人留学生の医療の問題と、時間があれば、それらの方々をお世話するボランティアの問題について質問をしたいと思ひます。

最初に、外国人留学生の医療に関する問題でございますが、外国人留学生が留学先の日本国内において病気にかかる、かかるなければいいんですが、当然かかる場合があるわけでございますが、日本で医療を受けなければならなくなった場合のことに関して二、三お伺いいたします。国民健康保険のことと、それからいわゆる入院のときの保証人のことと、それから差額ベッド代についてでございます。

まず最初に、外国人留学生もその市町村に一年以上に在留すれば国民健康保険に加入できる、そしてさらに国際教育協会からの補助を合わせると、実質の負担は実額の六%にすぎないという説明がなされておりますけれども、現在の外国人留学生の国保加入率というのは何%ぐらいなものでしょうか。それと、加入率をアップする手だてというのは、そういう対策というのは、PR活動にしても、どのようなおとりになっていくのかもあわせてお示ししていただければと思ひます。

○政府委員(長谷川善一君) お答え申し上げます。

国費留学生、私費留学生を問わず外国人留学生につきましては、今御指摘のとおり、本人が支払いました治療費の八〇%を国の方から財団法人日本国際教育協会を通して補助するという事になります。

つております。国民健康保険に加入しておれば、実質負担は治療費の六%ということで済むわけでございます。

国民健康保険に加入している者というのは、留学生の悉皆調査というのはいたしておりませんけれども、昨年の留学生総数、その中で国際教育協会が医療費の補助制度の適用を受けた留学生、これは約三万人おるわけでございますけれども、全体の留学生が約四万、そういうところから推測いたしますと、重立った幾つかの大学でもそうでございますけれども、七五%の学生が国民健康保険に加入しておるものと思われまふ。

国民健康保険に入れば留学生の負担が非常に軽減されるという事でございまして、日本国際教育協会、それから私も文部省の方から大学等を通じてまして留学生の加入を奨励いたしております。毎年度開催しております担当者の研修会あるいは担当教職員に対しまして種々の通知によりまして留学生に周知徹底いたしまして、国民健康保険への加入というのを促進してまいっております。

この七五%という比率は年々かなりの速度で伸びておりますので、そういう点ではさらにこういつた周知徹底を図って、実は留学生は低額所得者であるという事で、各市町村におきましていろいろな免除措置、つまり非常に安く、二割から四割程度払えばいいというふうな取り扱ひもございまして、今後とも周知徹底を進めていってなされるべく多くの、ほとんど全部の留学生が入れるようにしていきたいというぐあいに考えております。

○針生雄吉君 ちよつと確認でございますけれども、国民健康保険に加入する場合は一年以上に在留すればという条件があるわけでございますか。一年しか留学しない人の場合は、一年以上に在留するんだという留学予定でもよろしいのでしょうか。

○政府委員(長谷川善一君) 一年以上に在学する予定であるという事を証明すれば、それは入れることになっております。

○針生雄吉君 特に、文部省留学生の場合でございますけれども、留学させるときに義務づけるといふことはできないのでしょうか。国保に加入しなければ留学させませんよというふうなことはできないものなのでしょうか。

○政府委員(長谷川善一君) 我々、現在そこまでは考えておりませんで、留学生、いろいろな事情があるわけでございます、大変に裕福な留学生もおおまけてございまして、大変に裕福な留学生もございまして、これは日本の学生とのいろいろな均衡もございまして、そういう点から考えまして、健康保険に入らなければ大學に入れないというふうな、これを連動させるといふことは考えておりません。

○針生雄吉君 それから、もう一つお知恵を拝借したいんですが、未加入者の場合、家族数にもよるでしょうけれども、保険料が低額とはいへ一万円なり一万五千円というのが高過ぎて払い切れないというふうな場合、あるいはそういう制度にオリエンテーションやなんかその他の説明不足で入っていない人が病気になった、そういうときにはどうすればいいものか、何かお知恵があれば伺いたい。

○政府委員(長谷川善一君) 留学生といひましてもほとんど成人でございまして、本人が払うあるいは身元保証人が払うというのがあくまで筋でございまして、そういうぐあいにしなければならぬわけでございまして、それは言ひましても、非常に巨額なものになるとか、そういうようなケースににじまはしては日本国際教育協会の方で大學と相談して適切に処理するようにいたしております。最近ではそういう大きな例はほとんどなくなつてきております。以前かなりあつたわけでございますけれども、この健康保険の制度、それから国際教育協会の医療費の八〇%補助というのがきつちり確立されたので、そういう点につきましては余り心配はいたしておりません。

○針生雄吉君 それから、いわゆる保証人のこととございまして、これは必ずしも入院の場合

合だけではなくてアパートなどを借りる場合にも問題になるわけでございますけれども、日本の慣例としては、入院するときにも保証人としてその市町村内に住んでいる人の印鑑が必要だといふ場合があるわけですね。留学生の身元引受人というの必ずしも同一市町村に住んでいる人とは限らないわけですね。入国するときの身元引受人というのは、現在のところ、市町村の首長さんに保証人になつてくれるようお願いすることが多いのだそうでございますけれども、首長さんによつてはなかなか承諾が得られない場合もあるといふんです。少なくとも文部省の国費留学生だけでも、病気になる前から、入院する前から、文部省からその在留市町村長に、もし病気になったらお願いいたしますよというふうなことは内諾を得ておけないものでございまして、特に、今の留学生の中には、非常にメンタルな面でのストレスが多いといふことで精神科への入院なんかあつた場合には、入院の場合には保護義務者といふのが必ず必要だといふこと、そんなときに大変困るという声がありますけれども、首長さんをお願いするといふこと、いかがでございまして、どうか。

○政府委員(長谷川善一君) お答えいたします。御指摘のような、病気入院する場合の保証人のこととございまして、留学生がそういう保証人がなくて非常に困つていられるというケースにつきましては、日本国際教育協会の方で問い合わせて調べたところ、これまでほとんど耳にしないといふこととございまして、市町村長が保証人となるというふうなケースもさほどないのではなからうかと。いずれにしても、もう少し実態調査をしてみたいとわからないわけでございますけれども、通常、保証人がそこに住んでいないといふことになりまして、大學の方でいろいろ話はボランティア団体の方、留学生支援の会というふうなところがあるというケースが多いという事でございまして、

現在、すべての都道府県におきまして、地域の

留学生支援を推進するための留学生交流推進会議というのを地方公共団体、経済団体あるいは国際交流団体、ボランティアの種々の団体等を網羅いたしましたという会議を設けておりました、大学が中心になりましたという面での御支援をいただくような形になっております。そういうところも通じまして、我々出席いたしまして協力を依頼していくことも考えなければならぬかと思っております。

いずれにしても、実態をもう少し調べました上で適切に対応したいと思っております。

○針生雄吉君 それから、差額ベッド代が必要な場合にはどうするかということで、健康保険の建前では治療上必要な場合には個人負担なしでということになっておりますけれども、実際上は差額ベッド料金というのは取られる場合が多いわけでありまして。

そういう場合もありますし、これは入る人の甘えと言えども甘えまいししょうけれども、留学生になっていく途上国でもエリートの方は、日本のような四人、六人、そういうような病室にはとてもしやないけれども入れないというような人もいらつしやるんだそうで、それはその人の勝手かも知れませんが、中には日本政府から招聘を受けてきたというふうな気分であつしやる方もいるということです。そういった差額ベッド代の問題あるいはいわゆるエイズのHIV感染者の入院の場合にも、どうしても個室、差額ベッドという問題が出てくるという現場の声なのでございますけれども、それはどういうふうに考えますか。

○政府委員(長谷川善一君) 日本国際教育協会をやっております医療費の補助というのは、外国人の留学生が安心して留学生を送ることができるよう医療面での経済的な支援を行うというものでございまして、留学生に特別の措置を講じておるわけではございません。

通常必要とされる治療費の基準、それをもとに考えるということが適当だと考えておりました。

補助の対象となります医療費というのは健康保険法の適用を受ける療養に要した経費ということにしておるところでございます。いわゆる差額ベッドにつきましては、こういうことから補助の対象とはしておりません。

○針生雄吉君 差額ベッドが必要となるような病室にはなるな、こういうこと。病室にならなければ一番いいということでございますけれども、研究留学生を中心として留学生、特に私費留学生はまさに病室にならないようにということになりかねないわけでありまして。やはり留学生の中にもいろいろな方がいらつしやるわけでございます。たくましく留学生はこういう環境にあつてもたくましく適応して日本の生活にもなれて、勉学に励んで研究に励んでどんどん進めてジャパニーズライフを楽しむようになるということでございますけれども、適応し切れない傾向の性格、あるいは国の習慣が非常に違つたとかいろいろな場合があるわけでございます。これも留学生の甘えであると言ふ人もあるんですけれども、そういう留学生に対して、経済的、物質的な支援もさることながら、やはり人的、精神的なサポートシステムというものの充実も大切となると思ふんです。

私がそういうサポートシステムにどういうものがあるかということをお自分なりにまとめてみましたらば、要するに留学生と接する機会が多い人はいろいろ種類があるわけでございます。

一つのグループは、留学の目的が勉学とか研究でございますから、当然教授以下の研究室のスタッフがいるわけでございます。その人たちは講義や研究を担当して指導するということで、なかなか教授が個人的な生活面で面倒を見てくれるというふうな人は日本の場合には少ないんだそうであります。ある留学生に言わせると、日本の教授というのは神様じやないか、あいつをしてもえればラッキーだという、そういうふうな教授すらいるぐらいで、そういう日本の現状。日本だけではないと思ふんですけど、そういうことも考えてかどうか、直接面倒を見てくれる人として同級

生であるとか同じ研究室の大学院生であるとか留学生の中での先輩であるとか、そういうチューターと呼ばれる人がいるわけです。その人に対しては時間九百五十円程度いただけたらということになつていんだそうですが、そういう研究室のスタッフに關係するグループ。

それから第二には、大学によつては留学生の数によつて違ふようでございますけれども、呼び名は異なるようでございますけれども、留学生センターであるとかあるいは国際交流課というふうな部署がありまして、専任教官とか事務担当者がいらつしやるわけでありまして。

それから、第三のグループとしては、もうごく民間のいわゆるボランティアで、団体のボランティアもあれば個人のボランティアもあるわけでありまして。

そういった方々の問題点といたしまして、留学生センターとか国際交流課とか言われる大学の組織の中に留学生担当の事務職員の方がいらつしやるわけですが、そういう事務職員の方が留学生に言わせると二年や三年でかわつてつたつては困るというんです。そんなこと言つたつて留学生が決めることじやないんだから従ふということは当然言わなければならぬことでありますけれども、そういう留学生を担当する事務職員の方がもう少し長くそういったところにとどまれるような配慮というものはできないものでしょうか。その点について。

○政府委員(長谷川善一君) お答え申し上げます。

先生今御指摘のとおり、国立大学のケースでは日本語や日本事情の科目を整備して、教員の配置、それから専門教育を受ける場合、留学生が非常に多くなつてますと教員の配置を特別に考えております。また、担当の事務職員の配置の措置はその充実に年々努めておるわけでございます。言葉だけでなく、文化的な事情とか生活環境を異にする学生でございますので、確かに留学生と日常接することになります担当の職員の役割という

のは重要であると思つております。留学生との人間関係というのが留学の成果にある意味では非常に大きい影響を与えるということもわかつておるつもりでございます。

そういうことはあるのでございますけれども、一般的に大学の職員というものは幅広く各種の職務を横むということも極めて大切でございます。余り長期の在職になりますと、同じポストにおりますと、長期になるがゆゑに各種の弊害があるということもあるわけでございます。適切な人事のローテーションに配慮すること、これは必要だと考えております。余り同一の人が長く対応するということは、かえつて留学生に理解を有する職員のすそ野を広げることが阻害し兼ねないということもございまして。そのあたりのことを各大学で適宜判断されながら職員の適当なローテーションをやつていただくように、この件につきましては留学生交流推進会議などでも私どもの方から大学における体制の充実、その一環として指導いたしておるところでございます。

○針生雄吉君 私が分類した第一グループ、第二グループにも関連するグループの中で留学生指導係と言われるような人もあるわけでありまして、こういう留学生指導係の方が学外において活動するときの経費も含めまして、いわゆるボランティアの方々や団体で行動するときには団体に対しては補助金が出るのでございますけれども、個人のボランティアの場合には出ないのが普通であります。出ないのがボランティアだと、こういう考えに徹すればいいわけでございますけれども、その個人レベルでの留学生ボランティア活動に対する経済的援助、補助の現状と将来展望についてお答えを願ひたい。

○政府委員(長谷川善一君) 留学生を受け入れてその所期の勉学を達成させますためには、国あるいは大学あるいは地方公共団体だけではなく、その地域全体の人の御協力といひますか、そういったものが極めて大切でございます。ボランティアの団体あるいは個人によりまして、細かい

活動というものに対して、私どもとしてもある意味ではかなり頼っているという面があるのは事実でございます。留学生をホームステイで受け入れる家庭、あるいは留学生の研究教育につきましても指導いたしますチューター等につきましても各大学に経費を措置いたしております。そういう点では、先生御指摘のとおり個々のケースで出ないケースは確かにございますけれども、ホームステイとかチューターに対する謝金というものは措置いたしておるわけでございます。

先ほど申し上げました各地域の留学生交流推進会議という場では、いろいろな団体の方々と相談しながら、今後地域での協力の問題についていろいろ話し合っているかなければならないと思っております。従来のこういった措置の拡充を図ることも、個人、団体のボランティアの精神を尊重いたしながら奨励するための方途につきましては、なお検討させていただきたいと思っております。

○針生雄吉君 時間もありませんので終わりますけれども、将来留学生十万人あるいは二十万人構想というものがあるわけでございますので、いろいろな病気の方とかトラブルを持った方という発生頻度も、発生数も分母が多くなれば多くなってくるわけでございますので、ひとつ今から万全の対策というものを考えていただきたいということを要望いたしまして私の質問を終わりたいと思っております。

ありがとうございます。

○乾晴美君 よろしくお願いたします。

先ほど大臣の方からこの法律案の提案理由を拝聴させていただきました。

国の負担率というのを引き下げていこう、そして平成六年度には国庫負担の対象外にしよう、こういうことなんですけれども、平成六年度でゼロになりましたそのときには文教予算に、今まで負担しておった分がその枠の中に入ってきて文教予算が有効利用できるかどうか、どうなっておりますか。

○国務大臣(鳩山邦夫君) ですから、共済の追加

費用がどれくらいかかっているんでしようか、六千億弱というオーダーなんですか。

(委員長退席、理事田沢智治君着席)

本来は半額負担しておったとすれば約三千億ぐらゐを負担しておったのが、今は三分の一になっておりますから千九百億ぐらゐを負担しておる、それを三年間で段階的に六百数十億ずつでゼロになるわけですね。これは、先ほどから申し上げているような理由に基づくものであり、また教育助成局長から申し上げているような考え方に基づくものなのでございますが、私の提案理由にもありますように、先ほどから御質問がありますが、残念ながら文部省予算の大変厳しい様相というものと無関係ではないわけでございます。

ですから、例えばことしやった作業、すなわち平成四年度の予算に向けて今予算は審議中ですが、この法律案をお願いするというのは、やっぱりその六百二十億というお金が大変文部省にとって貴重であることは事実だし、例えば私は申し上げているので、お金には番号も振っておりませんし色もついておりませんが、例えば公立文教が若干のプラスを向いてきたのも、これがなかったらプラスを向かせることはできなかったであろう、そんなふうを考えております。

○乾晴美君 一般財源として地方に交付されるということというのは、徳島県の場合であれば県全体に渡されることですね。ですから、教育委員会にということではないですね。

○国務大臣(鳩山邦夫君) そうではありませんが、おっしゃる通り教育委員会が使うわけではなくて、その都道府県が、都は不交付団体かもしませんが、どう使うかという問題です。

○乾晴美君 これは地方交付税の性格からして強制力を持たないということですが、そういうことになっていくということなんです、交付された金額がどう使われたかという調査ぐらゐはできるのでしょうか。

○政府委員(遠山教子君) 今のお話でございますけれども、共済費の追加費用のような経費は地方

公務員等共済組合法等に基づきまして明確にその額が計算されるようになっておりまして、それらの額が地方交付税上措置されることによつて県にその分が措置されるわけでございますが、各県においてはその予算化する義務があるわけでございます。したがって、先ほど来御議論の教材費等とは、地方交付税の措置という場合に強制力といえますか、その意味が違つていまして、先ほど、先生の今おっしゃった中にはちよつと御心配があつたようでございますけれども、その御心配はございませんということをおつと申し添えます。

○乾晴美君 私は非常につたない体験なんですけれども、教育委員会というところは県の予算の中からはまた別に教育委員会の社会教育課でお仕事をさせていたいただきましたときに、その助成対策というのか、社会教育課の中で助成対策の予算をとるときに、県教育委員会全体の予算が決まっていますから非常にいただくのがいただきにくかつたわけなんです。今度、県の方にかわらせていただきます。たまたましたときには、同じような理由で同じようにに出してもさつといたただいたこと、非常に力関係というのか、予算をいただくときに教育委員会そのものに力量が問われるかなといううような心配もしておりますが、その心配はないわけですね。

○政府委員(遠山教子君) 今のお話はかなり現実的なお話でございます。

(理事田沢智治君退席、委員長着席)

確かに、地方公共団体において教育関係の経費がしつかり措置されるには知事部局の財政当局と教育委員会との予算上の折衝もあるわけでございまして、その意味では地方教育委員会そのものが使用したい予算につきましてしつかりした計画を立ててしつかりした交渉をしていくということが大事であるわけでございます。その意味では、ある程度地域によりましていろいろなバランス上の問

題はあるかもしれませんが、事案費負担教職員にかかわる給与費等の措置に関しては、これは法令上で明確に義務が定まっております。その意味では、この額については各都道府県において措置すべき経費でございます。したがって、その意味での御心配はないわけでございます。

○乾晴美君 そのことについてはわかりましたけれども、教育行政全般についてもやはり弱い教育委員会には国として何か協力をしてあげられるというのか、指導するというのか、例えば教育理念について地方との共通理解、各県のそれぞれの教育理念をこういうふうにするというように強力なものであつていただきたいというふうに思っています。

その次に問題を移させていただきますけれども、先ほど小林議員からもお尋ねでございましたけれども、栄養職員と事務職員を対象外にしようかという動きがあるというように伺いました。たわけても、私も、学校というところは本当に働くすべての方々が教育という場面ではない教育ができるように支えられていこうと思つて、毎年大蔵省の方から外したらどうかといううなことがあるのだといううなことを漏れ聞かせていただいておりますけれども、栄養職員と事務職員を対象外にするというのはこれはもつてのほかなんというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(鳩山邦夫君) これはもうたびたびお答えを申し上げておりますように、栄養職員も事務職員も基幹的な職員でございますから、国庫負担制度から決して外れてはいけない方々でございます。その理由は先ほど小林先生の御質問に対する答弁で申し上げたとおりでございます。別の言い方をすれば、我が国の世界に誇ることができる義務教育というものを考えるときに、例えば教育の個性化とかあるいは多様化といううなことが議論をされておりますし、過度の画一性はよくないということはおつたわけであります。

が、ただそれは、日本のように義務教育できちんと基礎、基本を押さえることができて、どこへ住んでも均一な教育を受けることができるという条件の上に個性ある教育というのか、個性を伸ばすための教育というのか、あるいは多様な路線というものをしつことのできるわけでありまして、あくまでも義務教育というものが大前提になつてくる。その義務教育を支える国庫負担制度という大骨格があるとするならば、その骨格の中に事務職員も栄養職員も含まれるというのが私の考え方でございますが、大蔵省の主計官や主査の方もお越しでございますが、もう十二分に御理解をいただいておりますので、平成五年度のときにはもうそんな話が出ないようになつて希望いたします。

○乾晴美君 私、大蔵省の方がおいでいるというのを先ほど聞かせていただきましたから、みんなそういう気持ちを持っているというのを再度申し上げたいという気持ちで申し上げます。失礼いたしました、どうぞよろしく願ひいたします。

その次に、先ほどからこれも問題になつておりましたが、人件費が八〇%を占めていると、全体の予算の中で、これは教員の数がふえたからなっているのか、それとも文部省の予算が伸びていないからやむなく昭和五十七年度では約六六%だったのが八〇%になつてしまつたのか、ということとは、どこかにあと残つた二%ですか、七八%ぐらいです。その二%を均等にシーリングのような形にしてあととところへ割り振つていたのでしょうか。それとも六六%から八〇%になつてしまつたものがどこかにまゝとせしめ寄せされているんですか。それとも均等に少なくなつた分を割つていったのでしょうか。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 前段の部分だけ。

人件費が高まつたということは、これは恐らくオイルショックのときに我が国がつた政策は、景気を刺激することによって借金に残るけれども経済の成長のスピードは緩めないという政策だつ

たわけです。そのことが後の財政再建、行政改革と結びついていって緊縮予算を組まざるを得ない、シーリング、シーリング、シーリング。したがつて、シーリングあるいは財政再建、行政改革という時代においては恐らく各省庁の人件費率はある程度の高まりを見た省庁が大半ではなかつたらうかというふうになつておるわけですね。

ただ、文部省においては、四十人学級という配置率の改善とかそういうふうな教職員の数もふやさざるを得なかつたし、まあこれはふやすことは積極的な政策だつたと思う。私は団塊の世代なんです。昭和二十三年生まれ。私の子供たちがいわゆる子団塊の世代。今大学入試をしようど経験するような、二百五十万人というピークが子団塊の世代ですが、その子団塊の世代がやってくるにも当然教職員の数はふやさざるを得なかつただろうというふうになつておる。また、大学の量的拡大ということがありましたが、それは人数が、十八歳人口がふえていくのに対して大学進学率はやっぱり落ちていくという基本的な考え方、恒常増、臨時増、いろいろやつてきたわけですから、当然大学関係の方々もふえていただろうと思つておる。そういう中でベースアップがありまして、一%で四百億以上文部省の経費がかかるという中からこのような人件費率の高まりというのが見られたということですね。

○政府委員(泊瀬雄君) 大臣の御説明のとおりでございますが、若干補足させていただきますと、御案内のとおり昭和五十七年度から国の財政事情が非常に厳しいということで、財政再建ということで政府全体として取り組むという運びになつてまいりました。その中で、けさ方からいろいろ御議論も出ておりますが、その方策として概算要求基準としていわゆるシーリングというものが設定された。その中で人件費は、御案内のとおりこれはいわば義務的な経費ということで、人件費等の義務的な経費についてはいわばシーリング上も別枠という措置が今日まで続けられてまい

つております。そういった中で、その他の経費につきましては御案内のマイナスイーリング等で進められてきているということが人権費率を高めてきているという大きな背景がございます。

○乾晴美君 先生方の人件費のことなんですけれども、消費者物価と先生のペアとはどんな関係にありますか。

○政府委員(遠山教子君) 先生御存じのとおり、教員の給与改定に当たりましては人事院勧告に基づいて改定が行われるわけでございますけれども、人事院勧告は民間給与それから物価、生計費等の諸事情の変化をとりあへて、それを公務員にも均てんさせるという趣旨で作成されるものでございます。その意味で、給与改定率といひますものは物価上昇率のみに基づくものではないわけでございます。

最近の五年間の消費者物価上昇率と給与改定率をちよつと例を挙げて申し上げますと、例えば五年前、昭和六十二年におきましては消費者物価上昇率が〇・五%でございまして、そのときの人事院勧告が一・四七、義務教育の改定率はほぼそれに準じております。それから、平成二年度に就いて申し上げますと、消費者物価上昇率が三・三%、人事院勧告が三・六七%の増でございました。これに対応しまして義務教育教員にかかわります改定率が三・七四%。この人事院勧告と義務教育職員にかかわります改定率の差は、これは教員の年齢構成等に伴うものであるわけでございます。

そのような形で直接消費者物価上昇率のみを反映するものではないわけでございますが、必ずその上昇率を見込んで、さらに幾つかの要素を考慮して勧告されて、それに基づいて教員の給与費のペーシングが決まってくるという関係になつております。

○乾晴美君 給与のことばかり申し上げて恐縮ですけれども、今大学の非常勤講師というのはどれぐらいいらつしやいますでしょうか。

○政府委員(野崎弘君) 国立大学で申し上げますと、平成三年で兼務が二万六千六百二十八人、こ

のようになつております。

○乾晴美君 その非常勤講師の方々の時給はどれぐらいでしょうか。

○政府委員(野崎弘君) これは実は国としては予算措置をトータルで講じてございまして、平成三年度が総額で九十七億五千万、その単価は四千二百十円ということでございますが、実際にこれ各大学でどういう単価を出すかということになりますと、大学卒の経験年数等いろいろ人によつて違つてございまして、そういうことを十分考慮しながら予算の範囲内において各大学で決定をしている、こういうことでございます。

○乾晴美君 今お聞きしましたら、一時間四千二百十円ですか、平均すると。

○政府委員(野崎弘君) 予算単価でございまして。○乾晴美君 非常勤が一時間働けばそれだけいただけるかということをもう一度お願いいたします。

○政府委員(野崎弘君) 時間当たりの単価が四千二百十円ということでございますが、平成二年度に比べますと四千円から百二十円のアップ、こういうことでございます。

○乾晴美君 ちよつと具体的になつてくるんですが、私の友人がもう十一年前から非常勤をなさつていたわけなんですが、現実には一時間千七百五十円しかもらつてないわけなんです。十一年前に千七百五十円で、やっぱり今も千七百五十円なんです。そういうのはその大学から国の方へ報告は来ないわけでしょうか。

○政府委員(野崎弘君) これはもう先ほど申し上げましたように、大学によつていろいろな決め方をしておるわけでございます。大学卒の経験年数だけで、これは学外の人であるか学内の人であるかを問わずに単価を決めているということもございまして、大学によつては学内のいわゆるほかの学部の先生を非常勤で呼ぶというふうな場合の単価と、それから全く学外から来る方の場合の単価を変えて出しているというふうな、これは各大学それぞれいろいろな授業に特色を持たせるために多くの非常勤の先生方をお願いするわけござい

ますけれども、全体の予算を見ながらそういう措置をしているのが実情でございます。

○乾晴美君 私が知っているその友人が勤めている国立大学は教育学部でありまして、そこには附属中学校からの教生という実習生が来るわけですから、普通のちゃんとした先生には実習手当というか、手当がつくわけですが、自分が受け持っている、その非常勤で行っているその時間に教生がも

ちろん来るわけなんです、その非常勤にはそれもないだけというような劣悪な状況があるわけなんです。一度調べていただいて、十年前から同じ千七百五十円、この大学は三段階に分かれているそうなんです、もう彼女は年齢も四十歳近くなっていますし、それからもう何年もキャリアとしてやっている、ずっとその大学に非常勤で行っているという事なので、少し改善をしていただくといいような方向には国としては御指導いただけるようなことにはならないでしょう。

○政府委員(野崎弘君) 先生十分給与制度のこと御存じかと思うわけでございますけれども、まず、本務を持つていらっしゃる先生につきましては、その本務について既に本俸が出されておるわけでございます。そして、通常、非常勤講師の場合ですと、学外から来るということで、これはまさにそれしか給与がない方でございますからまさに非常勤手当という形で出るわけでございます。

それから、今の教育実習指導手当、これは附属の学校の先生の教頭、教諭、養護教諭というのは本来はその附属の学校における児童生徒の教育を見るわけでございます、それにプラスして国立大学あるいは学部の計画に基づきます学生の指導業務に従事する、付加的な業務に従事するということが教育実習指導手当というものが出されるわけでございます。

片や、大学の先生の場合には、まさにそのこと自体が教官の本来の職務になっておられるわけでございます、それはむしろ本俸で手当てをされておる。先生御指摘の大学の例は、恐らく学内の

先生につきましても、非常勤手当の額が低いというの、やっぱりその学内でお互いにある意味では協力し合っているというようなことを考えながら、学外の先生には手厚くし、学内の先生にはいろいろお互いに協力し合おうという趣旨でそのような額を決めているんじゃないか、このように思うわけでございます。

○乾晴美君 でも、十年間同じというのは、これだけ物価が上がっているし、本人も大変だろうな、ちよつと意欲をなくしているんじゃないかなというようにも懸念されますので、善処していただくといいように御指導いただけたらというように希望申し上げます。

予算全体についてなんですけれども、教育予算というのは他省庁と比べて非常に私は少ないのではないかとこのように思います。大臣が子供は国の宝だとおっしゃっているんで、それこそ国の前途というか、運命がかかっているぐらいの教育予算ですから、もっと獲得していただけたらというように思うんですが、平成四年度は大方上がっていると思うんですが、そのアップしている中身が科学技術といましようか、学術研究というようになところの方にも少し上がったからかなというように勝手に思ったりもするんですが、私の考えは、文教予算の中から学術研究は別分野として組んでもらえるような組み方にはならないだろうか、こういうことですが、いかがですか。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 先ほど申し上げましたように、昭和五十六、七年から昭和六十年ぐらいにかけていわゆるシーリングをかけたとき、財政再建をやらなければいけないというときに文部省予算に対して特別の配慮を全くいなくすることができなかったというところが今日の非常に厳しい予算の姿、形をつくり上げているわけでございます、この二、三年間は比較的配慮をいろいろといたいただくことができましたので、いわば悪化だけは食い止めているという状況にあると思っております。

ただ、先生が御指摘されたことは、いわば初中教育というものから高等教育、学術研究、文化というような方向にお金をシフトしたんではないかというふうなことを言われますと、これはそうではないと思うんですけれども、ただそういう傾向がゼロではないかもしれないですね。そういった意味で、私は衆議院の文教委員会、いわゆる初中関係のお金を高等、学術等にシフトさせるというふうなことはこれは本質の違う分野であるから私は賛成できないんだというふうなことをこの間御答弁申し上げたわけです。

何でもかんでも全部大切という話になってしましますが、義務教育を中心とする初等中等教育、そして今、我が国が世界的に、例えば基礎科学だ乗理論とか、あるいはこのままでは、今針生先生から留学生のお話がありましたが、留学生だつて一級の留学生は欧米へ行つて二線級しか日本に連れてこれないという、国立大学の研究施設環境の狭隘化とか老朽化とか、あるいは私学においておやとか、こういうような問題もございまして。

当然初中関係にもお金は十二分にはかけなければなりません、学術やあるいは高等教育や、あるいは今回は一番伸びが多かったのは文化庁関係係かと思ひますが、文化についてまた別の観点からお金が必要だと思ひますので、どっちのお金をどっちへ移すとか、これからはどこを中心でいこうというふうな考え方は容易にとるわけにはまいりません。

○乾晴美君 ちよつと一つだけ、もう時間が来ましたから、お願いいたします。

従来行われてきた歳出項目とかということは概算要求の時代からわかりやすいんですけど、ね。ところが、新規なものややるうとか、新しいものをやるうというときには非常にガードがかたくてやれない、膨大な資料を請求されて、それを持ていかなければ新規なものではできないというのが、漏れ聞くとところによりますと、いろいろ省庁の中でやりとりや大蔵省とのやりとりの中であ

しかし、やっぱり勇気を持って歳出の項目というのはこの際洗い直して、本当にこれでいいのだろうかというような根本的な見直しを進めていただきたいなというふうな希望を申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○今泉隆雄君 義務教育費の国庫負担制度については法の第一条で「義務教育については、義務教育無償の原則に則り、国民のすべてに對しその妥當な規模と内容を保障するため、国が必要経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る」と書いてございまして。義務教育の問題、教育の機会均等の問題というのは、これはやはりはっきり言つて憲法にもうたわれている問題だと思ひますが、昭和二十八年にこれが制度化されたときの理念と現在の問題点というのを大臣はどうお考えになつていらっしゃるでしょうか。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 先ほどお答えをいたしましたように、義務教育国庫負担制度、古くは、制度は違ひますが、大正七年に既にその制度の萌芽が見られるわけでございます、二十八年から本格的に実施をしていった中で、当時と今とは国と地方の財政状態というんでしうか、諸条件の違ひというものは随分あると思ひます。当時は、地方に任せただけでそれこそ教職員の給与の支払いが財政力のないところでは滞つてしまふのではないかとこの意味ではあつたと思ひ、今はそういう状況にはないと思ひます。

ただ、財政状況においては昭和二十八年と平成三、四年は大きく違つたとしても、それを責める理念は、今先生がおっしゃいましたように、憲法、教育基本法に基づいて我が国が世界に誇るべき義務教育というものをやる、これを維持する。どこへ住んでも基礎、基本はきちんとして教えられる、ほとんど均一な教育を受けることができる。それは我が国における非識字ほとんどゼロという状況、あるいは国際比較では治安が大変よろしい方であつて、これだけの勤勉な国民が育つて、経済

大國ができた原動力の一つがこの世界に冠たる義務教育制度であったことは私は自信を持って申し上げたいと思います。

○今泉隆雄君 この間の文教委員会、またきようの文教委員会でも、大臣はこの間と同じく文教予算が足りない、少ないとずっとおっしゃっていらっしゃるけれども、きようは大蔵省の方も来ていらっしゃるの、たまには防衛庁とけんかしてでも少しあちらからもらって、文教予算をふやしていただきたいと思ひます。

この間の三月二十五日の衆議院の文教委員会でも大臣は、義務教育費国庫負担制度の根幹は死守する、未来永劫必ず守っていかなければならないと発言していらつしやいますけれども、制度見直しで除外された教材費とか旅費などの経費というのはやはり私はその根幹に属すると思ひますので、これは国庫負担に戻すべきだといふふうに思ひますけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(遠山教子君) 確かに、旅費、教材費等を一般財源化したわけでございます。これは、旅費の支出あるいは教材の整備といふものは既に地方公共団体の事務あるいは事業として定着をしている、それから各都道府県または市町村においてそれぞれ所要額を措置する実態が確立しているという観点に立ちまして、地方財政当局とも十分相談の上で恒久的措置として一般財源化を図つたところでございます。このように、昭和六十年年度の一般財源化は短期間の暫定的な措置として行つたものではございませんで、またその後、地方財政措置あるいは各地方公共団体における予算化の措置等におきましてある程度適切に措置されている状況が継続しているわけでございます。

したがひまして、今後さらにそれが制度の趣旨に乗つて十分に各地で学校教育が充実するように、教材が整備されるよう指導するということは努力を要することでございますけれども、旅費、教材費を再び国庫負担の対象に戻すということとは考えていないところでございます。

○今泉隆雄君 それはやはり私は間違ひだと思ひますが、質問を先に進めたいと思ひます。同じく衆議院の文教委員会でも大臣は、文教予算に対するシーリングに対して、シーリングの弊害が人件費の一番大きな文部省にあらわれているとおっしゃつていまして、そして何らかの工夫をしないといふことになるというふうに発言していらつしやいますけれども、そのえらいことになるというのはいさよになつてしまつて、それから何らかの工夫といふのはどういふ工夫をされるのか、具体的に伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 私は言葉遣いがわかりか荒つぱい方でございますから、そう改めて言葉の内容を問われてもはつとしまつてしまつてしまつてしまつて、ただ、これは先ほど冒頭にきようお話があらましたように、昨年の暮れの参議院の予算委員会でも澤田総理が、シーリングのデメリットが文教予算にあらわれてきていますと、シーリングは非常に意味があつたけれども、やっぱりデメリットだけではないでデメリットもあらわれてきてしまひましたねといふことを、あのときも小林先生の質問ですと、小林先生の質問に対してさういふ答弁をされたわけでございます。私もそのことを申し上げてゐるわけで、この一、二年は大蔵省の方々が比較的特別の御配慮をいろいろしていただいたので、人件費率が高まりをそれほど見せていない、まあまあ現状維持といふようなところに落ちついてゐるわけです。

これは大蔵省の方が見えてゐるのでござます。うといわけじゃありませんが、大蔵省が特別な配慮をしなかつた昭和五十六、七、八年のような状況に、これから大蔵省が特別な配慮をできないような財政状況に陥りますと、パブルも崩壊してありますから、これはもつともつと物件費がなくなつてしまつて、一兆六千億のものが一兆円になつてしまつた、物価上昇率を考えますと十年間で半額よりは明らかに少なくなつてゐるわけですから、それがさらに減るといふことになりまして、先ほどから将来の学校像はどんなものか考えるなどといふお話があつても、本当に将来に向けての

小中学校の給をどうやって描くかといつても、お金がなくてできませんと、危険改革さえできませんと、ましてインフレーションスクールなんかできませんといふふうになつてまいります。

私学助成も全く同じなんです。ことしの作業で額は平成四年は七十二億円ふえるんです。大学の助成と高校以下の助成費の補助と、それから装置と設備と四つ合せてプラス七十二億円なんです。四十二億、二十四億、三億、三億ですから足して七十二億だと思ふんです。額はふえていますが、助成率、私学の経常経費に占める補助率といふものは下がつていくわけです。これもこれ以上下がつた場合に私学経営というのが本当にできるのかといふことになつてきて、授業料の値上げ値上げといふことになれば、きようの冒頭のお話にあつたように、お金がかかり過ぎて子供は一人にしましようといふようなことで国が減びるということになるわけで、そういうことになればまきまきえらいことといふことだろうと私は思ふわけでありま。

ただ、工夫といふことに関しますと、これはまづ、大蔵省や自治省といふいろいろな相談を続けなければなりません、私は全国会あるいは全政府がそういう国づくりの基盤に、基礎中の基礎に人づくりがあるといふことを理解していただいて、人づくりに格別の配慮が必要だといふ雰囲気がつともつと色濃く出ていくことがあつたと思ひます。いさみたく先生の今のお話の一部を使ひていただくなれば、先般ちよつとピストルの弾が飛んでしまつたが、我が恩師であります金丸信先生が、自分は国防族の親玉だと言われてきた、自分は建設族のドンだと言われてきたけれども、今こうやつて振り返つてみれば、公共事業を削つても、防衛費を削つても、教育の予算はふやさないわけ、そういう演説をすべての国会議員がするようになっていただければありがたいと思ひつております。

○今泉隆雄君 ぜひそうさせていたただきたいと思ひますが、今後大幅に財政事情が好転しない限り、義務教育費の国庫負担対象の見直しというのはまた求められていくんじゃないかと思ひます。

事務職員、学校栄養職員の給料や諸手当が国庫負担から外されるという動きがあるようだけれども、これは私は絶対に反対の立場なんです。その中でも、これはちよつと変な話で、自治労の影響が非常に強い事務職員のみが対象を除外されて、栄養職員といふのは非常に自民党さんを支持していらつしやるので、栄養職員はそのままといふような話があるとしてもあるんですが、その辺はいかがなものでしょうか。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 政党との関係について言えば、確かに先生がおっしゃるような傾向がなしとし得ないとは思ひますが、そういうことで教育は判断してはいけないうことでございまして、これは事務の先生も栄養の先生もすべて基幹的職員でございますので、国庫負担制度の根幹あるいは骨格をなすものと考えております。

○今泉隆雄君 質問を終わります。

○委員長(大木浩君) ちよつと速記をとめておいてください。

(速記中止)

○委員長(大木浩君) 速記を起こしてください。

○高崎裕子君 八五年の教材費、それから教職員の旅費に始まつて恩給費、それから共済の追加費用が国庫負担の対象から外されて、義務教育の国庫負担制度が崩壊にされていく。そして、国庫負担法の原則である義務教育無償、教育の機会均等とその水準の維持向上といふこの原則が変質されて骨抜きにされるのではないかと、このことを私どもは大変強く危惧してゐるわけです。

大蔵省の方からいいますけれども、大蔵省・財政当局の論理ではなくて、日本の将来を担う子供たちの立場に立つて文部省としては予算編成に当たつていただきたといふことで、この点では私たちも応援はもう惜しみませんといふことで、まず最初にこのことを要望して、今回の法案に関連してお伺ひしたいと思います。

会田委員からも出されておりました八五年度から一般財源化されている教材費についてですけれども、これは文部省としては、一般財源化しても交付税で措置されているので心配ない、こう説明されているわけですね。しかし、これはもう言われているとおり交付税というのは使途が限定されない一般財源だということ、市町村の対応によつては教材の量とか水準にばらつきが出るおそれがあるわけですね。

私がなぜこのことを強調するかといいますと、会田委員は北海道の例を出されましたけれども、私は福島県のある村の例でお話をしたいんですが、国庫負担されていた当時と一般財源化された後では教材備品費というのは、小学校、中学校合わせて四百十八万四千円から年々減額されて、九一年度では二百二十八万四千円となっているわけですね。しかも、この村では一般財源化された八五年度の予算編成で教材備品費が村長査定でゼロ査定ということで、学校の消耗品とか備品を切り詰めてもやりくりが困難という事態が現実起こっているわけですね。ゼロ査定をしたその村長の言い分は、財政が厳しい中で教育だけ別扱いにできない、こういうものだったわけですね。したがって、財政力の弱い市町村では一般財源化によつて教材費等が削減されていくというおそれが現実にあるということで、現実問題として私は提起したいわけです。

結局、教材費は父母負担の転嫁につながりかねないということで、文部省としては、義務教育としての水準を確保するために教材については計画を持って整備していく必要があると思うんですけれども、この点について大臣の具体的な御見解をお聞かせいただきたいと思っています。

○国務大臣(鳩山邦夫君) それは、先ほどから申し上げましたように、詳しいことは政府委員でないと御答弁できませんが、文部省としても、基本的にそろえるべき教材ということについては、十年間八千億というような計画を立てておりまして、それが具体的にどのように整備されていくか

ということ。先生が西暦でおっしゃるので私の頭の中の元号と一致しないで困るんですが、今後は打ち合わせをしてよく合わせていかなければなりません。八五年度というのは昭和六十年のことをおっしゃったわけですね。八五年度から今日に至るまで、先ほどから会田先生からも御指摘があったように、どのような形で教材費が推移したか、もちろん旅費を含めてですが、それは各省庁の権益争いの問題ではなくて、それは文部省から自治省に話が移っちゃったんだなということではなくて、教育を主管する官庁としてはその辺が一般財源化してもきちんと支出されているかどうかというのをチェックする責任はあると思うのであります。今日までの経過についてもできるだけ調べ上げていかなければならないと思います。今後のことについてもその辺は計画どおりきちんといくかどうかを見守っていききたい。

そして、先ほど言わずがなのことをお尋ねもないままに申し上げましたけれども、私はもう今から七年か八年ぐらい前から、ふとしたことで理科教育振興法という法律を読まして、はあ、こういう法律があったのか。知らなかった。これは法律上に、助成するわけですね、理科と数学、算数のいろいろなもの。ところが、この予算の減り方がひどいわけですね。そのひどいのは、理由がいろいろあつて、それは財政再建、行政改革という時代であつたこと、もう一つは、コンピュータ化が進めばいいだろう、情報化社会なんだからコンピュータが整備されればいいだろう、コンピュータの予算が別にあるんだから、試験管やフラスコなんか減つてもいいという、決してそう言っているわけじゃないでしょうけれども、結果としてそういう予算の減り方をしておつたわけですね。

私は、これはおかしいということを、毎年、非常に予算の中では金額は少ないものではありましたが、自民党の文教部会等では発言を続けてまいりまして、たまたま今度学習指導要領が改まるということで、平成四年度から小学校のそ

いう関係については十二年計画で、総額幾らだったか忘れてしまいましたが、計画を立てました。中学については平成五年から始めるんですよ。――と政府委員も言っておりますから、始めることになるわけで、この法律は皆様方もお読みだと思いますが、私より先に読んだ方々が多いと思いますが、理振法の精神も生かしていけばその辺の改善には役に立つだろうと思つています。

○委員長(大木浩君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、安永英雄君が委員を辞任され、その補欠として喜岡淳君が選任されました。

○高崎裕子君 文部省が主管省庁であるという点で、これについては責任ある具体的な対応をぜひ要望しまして、次の質問に移りたいと思います。

学校の栄養職員と事務職員の国庫負担問題に関して、学校給食についてはお尋ねいたしますが、小学校の完全給食は九五％近い学校で実施されています。しかし、中学校で見ますと、完全給食実施はまだ六七％にとどまっています。これも全国的に見ますと非常にばらつきがあるわけなんです。例えば平成二年度の公立で見ますと、一番低い県では約一〇％、そして高い県ではもう一〇〇％実施ということになっているわけです。

そこで最初に、学校給食の教育的意義についての文部省の認識と、そしておこなわれている中学校の完全給食を普及していくための方策についてお伺いいたします。

○政府委員(池田博昌君) 学校給食につきましては、先生も御案内のとおり、今もう百年以上の歴史を持っております。始まりましたのも、貧しい家庭の子供たちに対する援助を差し伸べる、こういった制度から始まりました。それから終戦後に、本格的に法律制度のもとに学校給食が始まりましたのは昭和二十九年でございます。このときも、それこそ物資のさまざまな面での不足、そういった中で始まっているということでございます。した

がつて、学校給食に反対される一部の方があるんですが、理解のない方があってございまして、その方々は、今やもう物資が豊かになった、飽食の時代になったではないか、したがって学校給食はもう必要ない、こんな基調の御発言が多いように思つております。

ところが、私も、こういった飽食の時代、そして家庭における主婦のあり方、そういったさまざまな変化の中で、現在は現在なりの学校給食の必要性があるというふうに考えておるところでございます。例えば、物資が豊かになる、偏食の傾向も強くなるというふうなことで、例えば一方ではカルシウムとかビタミン等の不足が心配される、片一方では脂肪などのエネルギーのとり過ぎによつて肥満傾向の子供たちも多いというふうなことが指摘されておる。そういった状況の中で、正しい健康と食事のあり方を指導するというふうなことが学校給食の時間を通じて行われればまことに結構なことである、大切なことであると思つておるところでございます。

学校給食の現在の教育的意義、私も数点持つておるわけですが、一番基本になりますのが、やはり栄養豊かな食事をすべての子供たちに提供することであると思つております。その次に重要であると思つておりますのが、例えば、学校給食の時間を通じて、生徒同士、先生と生徒、この間の授業等の時間では得られない人間関係を形成していくというふうなことも言われております。その他さまざま、例えば学校給食の時間に、家ではめつたに手伝わぬような、例えば事前の準備、事後の片づけ等、それぞれが分担し合つてやっていくというふうなことで、そんなことを通じて指導よろしきさを得れば、立派な教育活動として学校教育の中で現在でも行つていく、行つていっていただいている学校が大変たくさんある、このように思つております。

それから、今先生、中学校で大変高い率と低いところがある、御指摘のとおりでございます。これは、中学校につきましては、小学校が事実上昭

和二十一年、二十二年に発足したのですが、中学校は法律によりまして昭和三十一年にやろうというところで始まったわけでございます。その三十年過ぎましたころには、いわゆる児童生徒、これの物すごく急増期におつかりまして、学校給食の施設をつくるどころか学校施設をつくるだけで、教室をつくることで精いっぱいというふうなことで、給食に手が回りかねたというふうな状況があった中で、学校の、中学校の先生方の給食についての取り組みがおくれた、意識が現在でも少し小学校よりはおくれた先生がたくさんいらっしゃるんじゃないかというふうに私も思っております。

そういった状況の中で、全国の都道府県の主管課長会議等がございますが、私も中学校につきましてさらに一層の配慮をしていただくように常に指導をしております。

○高崎裕子君 具体的な指導についてもあわせてお尋ねしたいんですが、それに関連しまして、この三月に東京の武蔵野市の教育委員会が、中学校給食の実施、充実を求める父母の切実な要求に対して、本市においては中学校の完全給食は教育的見地から考えて実施すべきではないという方針を出したわけです。そこで今市議会でも大きな問題になっているわけです。

武蔵野市では父母からの中学校の完全給食の実施を求める要求を受けて、八〇年には中学校給食検討委員会が設けられて、そこでもう実施の方向が打ち出されているのに、これを無視して、今回は教育的意義がないという観点から実施しないという方針が出されたわけです。これは明らかに今局長言われた文部省の見解と対立する方針が出されたというふうに私も受けとめているわけですが、教育委員会がこれまで過去に学校給食の教育的意義を否定した例があったのかどうか。そして、今回の武蔵野市の教育委員会の方針についての文部省の見解をお尋ねいたします。

「の『中学給食は不要』、こんな見出しでございますが、こういった形で端的におっしゃったところはこれまでに私にもないと思っております。

この反対に至ります過程でどんなことが言われているかということですが、やはり学校給食法は、食糧事情が劣悪だった当時のものでございまして、食糧事情が劣悪だった当時のものでございまして、今のような飽食の時代、豊かな時代になった時代には、やはり母親が工夫を凝らした弁当を持って行かせることによって愛情豊かな弁当、親の愛情をのびに感じながら昼食をいただく、こういった方がいいのではないか、こういうふうな立場からのこれは不要論であると思われ

私も学校給食につきましては、教育的意義が武蔵野市にとらえていらつしやるようなことよりもっと幅の広いものであると思っておりますので、今後この武蔵野市に対して、具体的に武蔵野市を名指しをしてどうこうするということは考えておりませんが、各都道府県の教育委員会につきまして、学校給食の今日的意義、現在なぜ必要なのか、どういう教育的意義があるのか、いい学校ではどんなふうな展開をいらつしやるかというふうなことにつきまして、もう少し具体的な事例等も指し示しながら、これが一層定着を見ようという形で指導してまいりたいと思っております。

○高崎裕子君 学校給食の今日的意義の重要性、そのことについて自治体を、義務法ではないとしても、その意義を前提にして自治体をぜひ強力に指導していただきたいということでもぜひお願いをいたします。

次に、学校栄養職員と事務職員についてですが、これらの方々には学校に欠くことのできない大変重要な役割を果たしているということで、大臣も先ほど、この点同じ認識だということで大変心強いわけですが、例えば、今局長も言われましたが、飽食の時代と言われる中で、多様な食品がはんらんして、量的には豊かに見える食生活でも

裏を返してみると食品添加物とか農薬とか、輸入食品の増加、加工食品のはんらんということも多く不安を抱えているわけですから、こうした食環境の多様化というのは、肥満を初め成人病の低年齢化とか、アレルギー体質の子供がふえるとか、子供たちにも大きな影響を与えています。

このうちで、学校給食に関する基本計画へ学校栄養職員が参画をしたり、栄養管理、学校給食指導など給食を通じて子供たちの食生活に深くかかわるという点で、その改善のために大きな役割を果たしているのが、やっぱり学校栄養職員の方たちだと思っております。大変御苦労されている中で、本当にその役割を果たされている。ですから、これは国庫負担から外すどころか、もっと充実させていかなければならないというふうに思っております。そのためには、学校給食を実施しているすべての学校に栄養職員を配置する、そして事務職員も全校配置など、定数改善を進める必要があると思うんですが、当然次期定数改善計画の検討に当たっては栄養職員と事務職員の定数改善の問題も検討されているというふうに理解してよろしいでしょうか。

○政府委員(遠山敦子君) お話のように、学校栄養職員あるいは事務職員は学校の大変重要な仕事をそれぞれやっていたらいいわけですが、改定計画をとりまいたわけではございません。

今後の教職員定数のあり方についてお尋ねでございますが、現在、平成三年度で完成いたしました第五期改善計画を適用して、実際小中学校においてどのような学級編制、教職員の配置の状況であるか、あるいは今後の児童生徒の推移はどうなっていくのか等、現在実態調査を行っております。これらの結果あるいは財政状況等も踏まえて、これらの職の方の定数も含めて慎重に検討してまいりたいと考えている段階でございます。

の社会全体の問題でございますが、我々が食べている食品についてのさまざまな問題という点については私も強い疑問を持っております。どういふものを食べるかということが非常に心配なわけでございます。

この間、分科会での公明党さんの御質問であつたかと思ひますけれども、ハチみつレモンをうちの子供なんかもよく飲みますが、あの中には角砂糖十三個分入つておるといふような話を聞きますと、そういうことをきちんと子供に教えるというふうなこともこれからの教育では必要でございまして、漫画に「美味しんぼ」というのがありまして、私も愛読しておりますが、短くいたしますが、それはあれですが、いろいろ書いてあります。今の野菜等も、残留農薬等の問題、あるいはこれだけ化学肥料をまきつけて、焼けた土で野菜がつかれていふような現状とか、その点を考えますと、本当に問題が大きいですから、これから栄養職の先生方にはそういうことまで総合的に考えていただくべき時代が、子供を守るためにそういう時代を来させなければならぬと私は思っております。

○高崎裕子君 大変心強いお話で、慎重に検討したいのではなくて、前向きに積極的に検討していただきたいということを申し上げて、最後に、ここに私「ミカ子のお留守番」というビデオを持ってきたんです。これは家庭科のビデオ教材の問題にかかわるんですけれども、昨年東京都の幾つかの小中学校に見本としてこの「ミカ子のお留守番」簡単な食事を整えるという中学校向け家庭科ビデオ教材が送られております。一緒に送られてきた企画書を見ますと、このビデオ教材は、中学校家庭科の教材として、社団法人日本即席食品工業協会の企画で作成されたもの。そして、企画書には、「昨年は全国五百中学校に配付し、多くの先生方から評価を頂き、また、「文部省選定」も頂くことができました」と、こうあるわけです。私も、実際にこのビデオを見たんですが、確かに

に、一番最初に「文部省選定」という文字がばつと出てくるので、何となくやっぱ安心感というのがまずそこで出てくるんじゃないかと危惧するわけだ。

内容を見ますと、お留守番をする三人のきょうだいがお互にインスタントラーメンをつくって食べる、これを通して家族で食事をすること大切などを学ぶという筋になるんですけども、約二十分のビデオの中で、日清食品とわかるラーメン工場を背景に、安くて保存がきく便利なインスタントラーメンというふうな宣伝が行われるわけだ。これは一九五八年に開発して、七一年に登場、現在は八十カ国で百五十一億食つくられていますと、ファッショナブルで便利なカップめん、このシェアがふえているということで、数字やグラフがふんだんに出てくる。帰ってきたお母さんが、具にワカメや野菜、卵を入れて栄養のバランスがあるわねと褒める。お父さんはJAS適格で添加物が少ないということをとたえたと、至れり尽くせりの内容です。

私はたくさん問題を感じたんですけども、インスタントラーメンやカップヌードルは便利で手軽ですが、栄養が偏るとか、安全性で問題があるとか、いろいろ指摘していながら、全体としてはインスタントラーメンの宣伝、しかも日清食品とわかる部分もあつての宣伝というふうな受けとめられる内容が盛り込まれていて、これが実際授業に活用されて子供が見るということになるとどうなのか。一人の母親としての立場から見ても大変な疑問を感じたわけですが、こういうことについて文部省としてはどうお考えになるのか。

そして、このビデオは現職の文部省の視学官と教科調査官が監修をして文部省選定になっている、そして学校に送られてきている。これも念のため確認したいんですが、数多くある教材の中で特にこれがすぐれたものとして文部省が選んだものなんでしょうか。今、企業と政治家の癒着の問題だとか、リクルート事件では企業と官庁との癒着という問題も出てくるわけで、現職の文部省の

視学官と教科調査官が特定の業界が作成したものを、たとえそれは教材であつても、笑つていすけれども、たとえそれが教材であつても文部省がお墨つきをつけるということはやっぱ問題だというふうには思ふわけだ。こういう問題は、新学習指導要領の本格実施を控えて、教材会社から学校への売り込みがこれから物すごく執拗に行われてくるということが当然予想される中で、厳格過ぎて過ぎるということはないと思ふので、今私が幾つか出した問題について、それぞれお答えをいただいて私の質問を終わりたいと思いますので、大臣の感想もぜひお願いいたします。

○政府委員(内田弘保君) 文部省では、申請のありました映画、ビデオ等を審査しまして、教育上有意義なものとして認められるものについては文部省選定という制度を実施しているところでございまして。ただいまの御指摘のビデオにつきましても、毎日EVRシステムの制作によるもので、昨年の二月に文部省選定となったものでございまして。先生その筋書きをおっしゃられましたので省略いたしますが、私どもとしては、このビデオを、毎日の食生活に数多く利用されております加工食品を素材としたものでございまして、これだけではやはり栄養のバランス等問題であるというようないふこともかなり打ち出されているようございまして、あくまでも栄養価の問題、栄養価に問題がある、バランスのよい栄養をとるためにはこういうふうにするべきであるというふうな示唆も工夫も多くここに盛り込まれていると思ふ。あわせて、家事の意義とかあるいは家族の協力の大切さということもたしかここに表現されているように感じられます。私どもとしては、これをうまく使つていただければ、小学校の家庭科、中学校の技術・家庭科において、栄養の問題その他家庭生活を考える上で有意義な教材であらうというふうに審査いたしましたわけでございます。

選定はあくまでも教育上に意義があるというふうなことから、特に審査に当たりましては、商業的な宣伝意図が顕著なものとは除くということにな

っておりますので、多少そういうものも見えるかもしれませんが、私ども全体の教育的意義というところに重点を置いて選定していただいたというふうには理解しております。

○高崎裕子君 教育的意義があるということですが、けれども、中身としては今言つたような問題点もあるわけですから、こういうことについてはやっぱり文部省としては十分厳格に、企業との癒着がないということも含めてこれから選定していただくように強く希望して、質問を終わります。

○委員長(大木浩君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(大木浩君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。
○高崎裕子君 私は、日本共産党を代表して、義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

国が義務教育費を負担するのは、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的としたものであり、その趣旨に沿つて共済費追加費用や退職年金等も含まれてきたのです。

ところが、八一年の臨時一次答申が義務教育費国庫負担金を極力抑制すると答申し、八五年に旅費と教材費を一般財源化して以来、八六年には共済費追加費用、退職年金、退職一時金、恩給費の国庫負担率を三分の一にし、八七年には共済費長期給付費国庫負担率を三分の一、八九年には共済費長期給付費国庫負担率を八分の三、恩給費を全額一般財源化と、次々に国庫負担の縮小、一般財源化が行われてきました。しかも、財政当局はここ数年、学校の基幹的職員である学校事務職員、栄養職員の給与費の一般財源化を打ち出しています。九一年の行革審答申でも義務教育費国庫負担の引き続きの見直しが明記されており、このまま臨時行革路線に沿つて国庫負担制度がなし崩

しに削減されれば、義務教育無償の原則そのものを崩すことになりかねません。

また、文部省は、地方交付税交付金で措置するので全体として影響はないと説明していますが、国庫負担切り下げ分を地方財政全体に転嫁することには変わりありません。本来国が負担すべきものを地方に押しつけることは許されることではありません。

以上の理由から、本法案には反対をいたします。
○委員長(大木浩君) 他に御意見もなければ、本案に対する討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(大木浩君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕
○委員長(大木浩君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

小林君から発言を求められておりますので、これを許します。小林君。
○小林正君 私は、ただいま可決されました法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。
義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)
政府は、義務教育の重要性にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。
一 義務教育費国庫負担制度については、その意義と経緯に格別の配慮を払うとともに、これまでの国会における議論を踏まえ、本制度の堅持に万全を期すること。

二 今回の措置による共済費追加費用等の一般財源化に当たっては、地方の財政運営に支障を生ずることのないよう適切な措置を講ずること。

三 教科書無償給付制度等の諸施策について、その意義と経緯を踏まえ、今後ともその維持に努めること。
右決議する。

以上でございます。

○委員長(大木浩君) ただいま小林君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(大木浩君) 多数と認めます。よって、小林君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、鳩山文部大臣から発言を求められておりますので、これを許します。鳩山文部大臣。

○国務大臣(鳩山邦夫君) ただいまの御決議につきまして、その御趣旨を十分留意をいたしまして対処してまいりたいと存じます。

○委員長(大木浩君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大木浩君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十八分散会

三月十日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、長野オリンピック冬季競技大会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

長野オリンピック冬季競技大会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

営のために必要な特別措置に関する法律案

長野オリンピック冬季競技大会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

(趣旨)

第一条 この法律は、平成十年に開催される長野オリンピック冬季競技大会(以下「大会」という。)の円滑な準備及び運営に資するため必要な特別措置について定めるものとする。

(寄附金付郵便葉書等の発行の特例)

第二条 お年玉付郵便葉書等に関する法律昭和二十四年法律第二百二十四号)第五条第一項に規定する寄附金付郵便葉書等は、同条第二項に規定するもののほか、財団法人長野オリンピック冬季競技大会組織委員会(以下「組織委員会」という。)が調達する大会の準備及び運営に必要な資金に充てて寄附目的として発行することができる。この場合においては、組織委員会を同項の団体とみなして、同法の規定を適用する。

(組織委員会の職員に係る退職手当の特例等)

第三条 組織委員会の職員(常勤勤務に服することを要しない者を除く。次項において同じ。)は、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第七条の二第一項に規定する公庫等職員とみなして、同法の規定を適用する。

2 組織委員会又は組織委員会の職員は、国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等若しくは公庫等職員又は地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第四百四条第一項に規定する公庫等若しくは公庫等職員とみなして、それぞれ国家公務員等共済組合法第二百二十四条の二又は地方公務員等共済組合法第四百四十条の規定を適用する。

3 組織委員会の理事、監事及び職員は、刑法明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

三月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、私学助成大幅増額・三十五人学級早期実施・行き届いた私学教育に関する請願(第四六〇号)

一、小・中・高等学校三十五人以下学級の実現と私学助成の抜本的改善に関する請願(第四七〇号)

一、学級規模縮小、受験競争の緩和、私学助成拡充、障害児教育の充実に関する請願(第四七二号)

一、行き届いた教育の実現と私学助成の大幅拡充に関する請願(第四七八号)(第四八〇号)

一、四十人学級の早期実現と私学助成の大幅増額に関する請願(第五二七号)

一、行き届いた教育を保障するための教育条件改善に関する請願(第五二八号)

一、新たな教職員定数配置改善計画の作成、三十五人以下学級実現、教育予算の大幅増、父母負担軽減、私学助成の拡充に関する請願(第五二九号)

一、小・中・高等学校三十五人以下学級の早期実現と私学助成の抜本的拡充に関する請願(第五三〇号)

一、教育条件の整備・充実に関する請願(第五三一〇号)

一、小・中・高等学校の三十五人学級実現、私学助成大幅増額、養護学校増設など教育諸条件改善に関する請願(第五三二二号)

一、新たな教職員定数配置改善計画の作成、三十五人以下学級実現、教育予算の大幅増、父母負担軽減、私学助成の拡充に関する請願(第五三三三号)(第五三四号)

一、私学助成大幅増額・三十五人学級早期実施・行き届いた私学教育に関する請願(第五三五号)

額に関する請願(第五三六号)

一、私学の学費値上げ抑制、父母負担の軽減、教育・研究条件の改善、急減期の特別助成実現など私学助成の大幅増額に関する請願(第五三七七号)

一、私学助成の大幅増額と三十五人学級の実現に関する請願(第五三八八号)

一、新たな教職員定数配置改善計画の作成、三十五人以下学級実現、教育予算の大幅増、父母負担軽減、私学助成の拡充に関する請願(第五三九九号)

一、小・中学校三十五人以下学級実現、高校四十人学級実現、教職員定数の抜本的改善、教育予算増額、私学助成の大幅増額に関する請願(第五四〇〇号)

一、四十人学級の早期実現と私学助成の大幅増額に関する請願(第五五八号)

第四六〇号 平成四年二月二十八日受理
私学助成大幅増額・三十五人学級早期実施・行き届いた私学教育に関する請願

請願者 滋賀県甲賀郡甲西町下田一、六八四 西谷淳 外四百九十九名

紹介議員 中村 鋭一君

私立学校は、公教育の重要な一翼を担っており、私立学校の教育条件を改善して国・公立学校との格差を無くし、父母の学費負担を軽減することは国民の切実な要求となっている。国会においても第八十四回国会、第九十回国会、第九十五回国会と三度にわたって授業料等学費に対する直接補助を含む私学助成についての請願が全会派一致で採択された。しかし、第二次臨時行政調査会の一連の答申に基づく私学助成の抑制削減措置は、私学の学費値上げや教育条件の低下をもたらした。現在滋賀県私立高校生の初年度納付金は平均四十一万八千六百円で、公立高校生の九万四千七百円に比べ四・四倍と、父母にとっては耐え難いものとなっている。また、三十五人学級の早期実現は、教育荒廃を克服するためにも、国民の願いにこたえ

て、教育の充実発展を図っていくためにも必要である。今、教育に切実に求められているのは、一人一人の子供が健康に成長し、十分な基礎学力を身につけていくための条件を拡充し、私立学校における学費の父母負担を軽減することである。ついで、次の事項について速やかに実現を図りたい。

- 一、行き届いた教育をするために、高校では四十人以上の学級を無くし、三十五人学級を目指すこと。小中学校では三十五人学級を実現すること。また、教職員定数を増やすこと。
- 二、私学に対しては、経常費二分の一助成の早期達成など私学助成を拡充するとともに、四十、三十五人学級、学校規模の適正化、縮小に対応できるよう急減期特別助成を実施すること。
- 三、高校・大学の授業料など教育費の父母負担を軽減するための措置を講ずること。

第四七〇号 平成四年二月二十八日受理
小・中・高等学校三十五人以下学級の実現と私学助成の抜本的改善に関する請願

請願者 長野市旭町一、〇九八 伝田紀昭
紹介議員 向山 一人君

日本の教育は、公立学校・私立学校の両輪によって支えられてきた。しかしながら、教育問題は重大な社会問題となっており、取り分け教育荒廃・受験地獄・教育費負担の増額は深刻である。国民は、子供と教師が人間的に触れ合い、すべての子供の個性と能力を全面的に伸ばす教育を求めている。しかし、このような人間教育を進めるためには、今のような学級規模では大変無理がある。既に欧米諸国では、二十五人から三十人が常識となっている。また、年々過重になる教育費負担も、父母・国民にとって極めて深刻となっている。取り分け、長期にわたる私学助成の抑制、削減によって、私学の学費は高騰し、もはや父母負担の限度を超えている。このような状況の中で急減期に入り、十年後には中学卒業生が現在の三分の二に減少する。この急減期こそ公私立合わせて適切な

教育環境をつくる好機である。ついで、次の事項について実現を図りたい。

- 一、小中学校及び公立高校の三十五人以下学級（職業科三十人、定時制二十人、当普通科四十人）を早期に実現すること。私立高校も公立高校と同じ学級にするために、急減期特別助成の措置をすること。
- 二、私学助成を抜本的に改善すること。
- 1 経常費助成の大幅な増額と学費補助を実現すること。
- 2 私立高校の教育条件を充実させるために、施設・設備の助成制度を確立すること。
- 三、教育予算を増額し、父母負担を軽減すること。
- 四、新たな教職員定数改善計画を直ちに策定すること。

第四七一号 平成四年二月二十八日受理
学級規模縮小、受験競争の緩和、私学助成拡充、障害児教育の充実に関する請願

請願者 東京都練馬区中村一ノ八ノ二ノ二、四〇五 森和美 外九百九十九名
紹介議員 田辺 哲夫君

この請願の趣旨は、第四五〇号と同じである。

第四七八号 平成四年二月二十八日受理
行き届いた教育の実現と私学助成の大幅拡充に関する請願（二通）

請願者 香川県高松市西宝町二ノ六ノ四
〇 鴨政雄 外千二百十二名
紹介議員 平井 卓志君

日本の教育は、これまで公立学校と私立学校の両輪によって支えられて発展してきた。しかしながら、今日教育問題は、重大な社会問題になっており、取り分け教育荒廃、受験地獄、教育費の増大は深刻なものとなっている。このような状況下で、いよいよ平成二年度から生徒急減期に入った。そして十年後には中学校卒業生が現在の三分の二に減少することが明らかになっている。この

急減期こそは、「四十人から三十五人学級の実現」、「学校規模の適正化」、「進学率の向上」、「公私格差の解消」など、公私合せて理想的な教育環境をつくる好機である。しかし、私学では、生徒数の減少によって深刻な財政危機に見舞われることが予想されている。そのため、私学の学費は膨大な値上げを余儀なくされ、教育条件を改善する方向も見いだせていない。これらの問題は、これまでの経常費助成だけで解決することは極めて困難である。まして、急減期という特殊な社会的現象を私学の内部的努力だけで克服することは到底不可能である。経常費の二分の一助成の早期実現とともに、急減期における特別な助成がどうしても必要である。ついで、次の事項について速やかに実現を図りたい。

- 一、行き届いた教育を進めるために、高校では四十人を超える学級を即時に無くし、三十五人学級を目指すとともに、小・中学校で三十五人学級を実現すること。そのために教職員定数を増やすこと。
- 二、私学への経常費二分の一助成を早期に達成するとともに、生徒急減期における特別助成を実現すること。
- 三、教育予算を増額し、授業料の値上げを抑えるなど、教育費の父母負担を軽減すること。
- 四、希望するすべての障害児に、発達段階に応じた後期中等教育を保障し、充実させること。

第四八〇号 平成四年二月二十八日受理
行き届いた教育の実現と私学助成の大幅拡充に関する請願（二通）

請願者 香川県仲多度郡平町一八六 池西正章 外四千七百十七名
紹介議員 喜岡 淳君

この請願の趣旨は、第四七八号と同じである。

第五二七号 平成四年三月三日受理
四十人学級の早期実現と私学助成の大幅増額に関する請願

急減期こそは、「四十人から三十五人学級の実現」、「学校規模の適正化」、「進学率の向上」、「公私格差の解消」など、公私合せて理想的な教育環境をつくる好機である。しかし、私学では、生徒数の減少によって深刻な財政危機に見舞われることが予想されている。そのため、私学の学費は膨大な値上げを余儀なくされ、教育条件を改善する方向も見いだせていない。これらの問題は、これまでの経常費助成だけで解決することは極めて困難である。まして、急減期という特殊な社会的現象を私学の内部的努力だけで克服することは到底不可能である。経常費の二分の一助成の早期実現とともに、急減期における特別な助成がどうしても必要である。ついで、次の事項について速やかに実現を図りたい。

請願者 名古屋北区志賀南通二ノ五〇
白田功一郎 外六十六万五千七百十四名
紹介議員 諫山 博君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第五二八号 平成四年三月三日受理
行き届いた教育を保障するための教育条件改善に関する請願

請願者 和歌山県有田郡吉備町東丹生園二
一八 藪田宗裕 外六十六万五千七百十四名
紹介議員 市川 正一君

すべての父母・住民・教職員が「どの子も豊かに健康に育ってほしい」と願っている。しかし、学校現場では授業についていけない子供、登校拒否、中途退学など多くの困難を抱えている。それだけに、教職員を増やし学級規模を縮小して、子供たち一人一人を大切に育ち、行き届いた教育を保障することが重要になっている。また、教育費の父母負担も年々増加している。児童・生徒数の急減期になった今こそ、教育条件の整備・改善を行い、教育予算拡大により父母負担軽減を進める絶好の時期と言える。ついで、二十一世紀の未来に生きる子供たちのために、次の事項について速やかに実現を図りたい。

- 一、平成四年度国家予算を編成するに当たっては、教育予算を大幅に増額すること。
- 二、生き生きと学べる学校、行き届いた教育を実現するために、次の措置を採ること。
- 1 新たな教職員定数配置改善計画（小中の第六次計画、高校の第五次計画）を直ちに作り、平成四年度より実施すること。
- 2 すべての小中学校で、三十五人学級、複式学級解消を即時実現すること。
- 3 高校進学率を高め、希望するすべての子供に高校教育を保障するとともに、高校の四十人を超える学級を直ちに無くし、三十五人学級を早期に実現すること。

- 4 マンモス校の適正化を進めること。
- 5 私学助成拡充のため、生徒急減期特別助成（公立並みに四十人から三十五人学級を早期に実現すること、学級数の適正化・縮小に対する助成、父母負担軽減のための授業料一律助成）を中心に大幅に拡充すること。
- 6 高校・大学の授業料を引き下げ、公費負担増による、教育費の父母負担を軽減すること。
- 7 希望するすべての障害児に、発達段階に応じた後期中等教育を保障・拡充すること。
- 8 義務教育費国庫負担制度の改悪を行わないこと。

第五二九号 平成四年三月三日受理
新たな教職員定数配置改善計画の作成、三十五人以下学級実現、教育予算の大幅増、父母負担軽減、私学助成の拡充に関する請願

請願者 茨城県取手市井野二ノ三〇ノ一、〇〇四 木城正勝 外六十六万五千七百七十四名

紹介議員 上田耕一郎君

子供たちのいじめや登校拒否、高校生の退学問題、受験競争の激化による子供たちのいらいらなど、教育の問題が重大な社会問題となる中で、小・中学校三十五人学級即時実現等、教育条件を大幅に改善し、行き届いた教育を保障することは国民の切実な要求であり、国の重大な責務である。新たな教職員定数配置計画を直ちににつくるなど、三十五人学級実現に向けての計画を早期に策定する必要がある。また、高等学校の四十人学級を即時実施し、三十五人学級計画を早期に策定することが必要である。心身に障害を持つ子供たちに、生きていくための基礎的な力を育成し、障害や発達段階に応じて行き届いた教育をすることは、自立し、生活をする上で大変重要なことである。障害児学校の高等部はまだ不足し、希望しても進学する学校が無い、入学しても教室が無いなど、たくさん課題を抱えている。希望するすべての障害児に豊かな後期中等教育を保障し、教育条件を大

幅に改善することは、生徒・父母の切実な願いである。公立高等学校の学校運営費や備品費、修繕費、また旅費予算が少ないため、父母はその不足額を学校にP.T.A又は後援会への寄付の形で負担させられている。授業料とともに多額の教育費負担を強いられている現状をなくすため、教育予算の大幅増額が求められている。私学の教育を保障するため、急減期の特別助成を中心とした私立高校への助成制度を抜本的に拡充することが必要である。ついては、次の事項について実現を図りたい。

- 一、新たな教職員定数配置改善計画を直につくすること。
- 二、すべての小・中学校で三十五人学級を即時に実現すること。
- 三、高校の進学率を高め、希望するすべての子供に高校教育を保障するとともに、四十人を超える学級を直ちになくし、三十五人以下学級を早期に実現すること。
- 四、希望するすべての障害児に、発達段階に応じた後期中等教育を保障し、充実させること。
- 五、高校・大学の授業料を引き下げる等、教育費の父母負担を軽減すること。
- 六、急減期の特別助成を中心とする私学助成を大幅に拡充すること。
- 1 公立並みに四十人から三十五人学級を実現するための助成をすること。
- 2 学級数の適正化・縮小に対する助成をすること。
- 3 父母負担を軽減するための授業料一律助成を行うこと。

第五三〇号 平成四年三月三日受理

小・中・高等学校三十五人以下学級の早期実現と私学助成の抜本的拡充に関する請願
請願者 札幌市厚別区厚別中央三条三ノ一ノ四一 大無田裕幸 外六十六万五千七百七十四名
紹介議員 小笠原貞子君

公私立を含めた高校における四十人学級の即時実現と小・中・高等学校の三十五人以下学級への早期移行のための教職員定数改善計画の策定、私立高校と私立幼稚園に対する助成の大幅増額、助成制度の抜本的な改善、教育費の父母負担軽減、障害児学校高等部の拡充は、すべての子供に行き届いた教育を進める上で緊急不可欠の課題であり、早急な具体化が望まれる。国民は、憲法と教育基本法が保障する教育の機会均等と行き届いた教育を切実に求めている。この実現のためには、教育条件の改善が必要であり、学齢人口の急減期こそ絶好の機会である。ついては、次の事項について速やかに実現を図りたい。

- 一、小・中学校及び高校の学級定員を縮小し、教育条件を改善すること。
- 1 すべての小・中学校で、三十五人学級を直ちに実現すること。
- 2 希望するすべての子供に高校教育を保障するとともに、四十人を超える学級をなくし、三十五人学級を早期に実現すること。
- 二、新たな教職員定数改善計画をつくること。
- 三、私学助成を大幅に拡充すること。
- 1 私立高校の経常費の二分の一助成を直ちに実現するとともに、授業料・入学金への助成制度を拡充すること。
- 2 私立高校の四十人から三十五人学級への移行、学校規模の適正化、父母負担の軽減のための「急減期特別助成」を実施すること。
- 3 私立幼稚園の保育条件を改善するために、経常費助成を大幅に増額すること。
- 四、教育予算を増額し、高校・大学の教育費の父母負担を軽減するとともに、施設設備を充実させること。
- 五、障害児学校高等部の新・増・併設を早急に進め、教育条件整備によって希望するすべての障害児の高等部進学を保障すること。

第五三一号 平成四年三月三日受理
教育条件の整備・充実に関する請願

請願者 京都府相楽郡精華町菅井馬淵一六ノ一 依田文夫 外六十六万五千七百七十三名

紹介議員 神谷信之助君

子供の幸せを願わない人はいない。だれもが、子供たちの心身ともに健全な成長を願っている。しかし、日本の学校の教育条件は、欧米諸国と比べても著しく立ち後れている状況にある。一学級の児童・生徒数の基準は、小・中学校で四十人、高校は今なお四十五人であるが、欧米諸国では三十人以下が常識となっている。また、年々かさむ教育費の負担も、父母・国民にとって極めて深刻となっている。加えて、京都府においても、本来正式に採用すべき法律で定められた定数内の教職員を臨時採用者で賄うなど、安上がりな教育を推進し、行き届いた教育を進めているとはいえない状況である。さらに公立学校を、地域や生徒の自主的な文化・教育活動である「こどもまつり」、「よい映画の上映会」、「高校生春季討論集会」などに使わせないという教育委員会の姿勢に対して、多くの父母・府民から批判の声が高まってきている。どの子にも行き届いた教育を実現していくためにも、速やかに一学級の児童・生徒数と教職員定数の改善などの教育条件の整備、私学助成の大幅拡充と教育費の父母負担の軽減、障害児教育の一層の充実を強く求める。同時に地域の自主的・民主的な文化・教育活動への学校使用の保障を強く求める。ついては、次の事項について実現を図りたい。

- 一、すべての小・中学校での三十五人学級、障害児学級での六人学級を即時に実現するとともに、小・中学校における専科教員の適正な配置、中学校での全教科の教職員の配置を必ず行い、一人で複数教科を掛け持つことをなくすること。
- 二、高校進学率を高め、希望するすべての子供たちに高校教育を保障するとともに、四十人を超える学級を直ちになくし、三十五人以下学級を早期に実現すること。
- 三、行き届いた教育を進めるために、新たな教職

員定数配置計画を直ちにつくること。

四、急減期特別助成（公立並みに四十人学級から三十五人以下学級を早期に実現すること、学級の適正・縮小に対する助成、父母負担を軽減するための授業料一律助成）を中心とする私学助成を大幅に拡充すること。

五、高校・大学の授業料を引き下げる等、教育費の父母負担を軽減すること。

六、障害児教育の充実、取り分け訪問教育や病弱児教育を受けている子供たちに対する後期中等教育の保障などを早急に実現すること。

七、法律で定められた教職員の定数はすべて「教諭」を充てること。現在、定数内の「講師」として採用されている先生を直ちに正式採用すること。

八、「こどもまつり」、「よい映画の上映会」、「高校生春季討論集会」などの地域の自主的・民主的な教育活動の学校使用を認め、援助・育成すること。「教育研究集会」などの教職員の自主的な教育研究を推進する取組に、学校会場を積極的に保障すること。

第五三二号 平成四年三月三日受理
小・中・高等学校の三十五人学級実現、私学助成大幅拡充、養護学校増設など教育諸条件改善に関する請願
請願者 大阪府岸和田市下松町四五三ノ四 杉本富一 外六十六万五千七百十三名
紹介議員 香取タケ子君

政府・文部省は、教育関係者を始め多くの国民の合意のないまま、平成四年四月から小学校に新学習指導要領に基づく教育課程を押し付けようとしている。これは、教職員への管理・統制強化といえ、すべての子供・青年の豊かな学力を高めとする生きる力を保障するものではない。今、国民が教育に求めるものは、憲法と教育基本法が保障する教育の機会均等とそれを実現する教育諸条件の整備であり、その実行こそが行政の責務で

ある。既にヨーロッパ諸国を始め多くの国々で、二十五人、三十人学級が実現し、高等教育（大学）の無償化も進められている。小・中学校に引き続く高校四十人学級の即時実施と小・中・高校三十五人学級実現や、私学助成の大幅増額、養護学校建設などの実現は、軍事費や大企業向けの予算を一部削ることでも十分可能である。そして児童・生徒の減少期の今こそ、その実現のチャンスである。ついでに、次の事項について速やかに実現を図りたい。

一、小・中学校の三十五人学級計画を含む、教職員定数改善計画を策定・実施すること。

二、高校進学率を引き上げるとともに、公立高校の四十人学級の即時実施と三十五人学級移行を含む教職員定数改善計画を策定・実施すること。

三、私学助成を大幅に拡充し、父母負担を軽減すること。

1 授業料・入学金への助成制度を確立するとともに、経常費二分の一の助成を直ちに実施すること。

2 四十人学級即時実施、三十五人学級への早期移行、学校規模の適正化、父母負担の軽減のための「急減期特別助成」を行うこと。

3 私立高校への施設・設備費補助制度を確立すること。

四、学校事務・栄養職員の人員費を含む義務教育費国庫負担制度を堅持し、カットされた教材費、旅費を復活し、教育予算を大幅に増額すること。

五、養護学校を増設するとともに、障害児学校教育の定数法を策定すること。

第五三三号 平成四年三月三日受理
新たな教職員定数配置改善計画の作成、三十五人以下学級実現、教育予算の大幅増、父母負担軽減、私学助成の拡充に関する請願
請願者 新潟市高志一ノ一九ノ二 鈴木秀信 外六十六万五千七百十三名
紹介議員 林 紀子君

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第五二九号と同じである。

第五三四号 平成四年三月三日受理
新たな教職員定数配置改善計画の作成、三十五人以下学級実現、教育予算の大幅増、父母負担軽減、私学助成の拡充に関する請願
請願者 滋賀県高島郡安曇川町南船木二九〇 一井毅 外六十六万五千七百十三名
紹介議員 高崎 裕子君
この請願の趣旨は、第五二九号と同じである。

第五三五号 平成四年三月三日受理
私学助成大幅増額・三十五人学級早期実施・行き届いた私学教育に関する請願
請願者 宮城県桃生郡矢本町赤井字南新町一ノ一 坂本光義 外六十六万五千七百十三名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第五三六号 平成四年三月三日受理
四十人学級の早期実現と私学助成の大幅増額に関する請願
請願者 岡山県邑久郡邑久町出明二、四四二ノ三 奥村正治 外六十六万五千七百十三名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五三七号 平成四年三月三日受理
私学の学費値上げ抑制、父母負担の軽減、教育・研究条件の改善、急減期の特別助成実現など私学助成の大幅な増額に関する請願
請願者 島根県松江市西川津町四九一ノ一〇 金折実 外六十六万五千七百十三名
紹介議員 林 紀子君

平成三年年度の私学関係予算は、私大経常費が前年度比一・五％（三十九億円）増の二千五百五十九億五千万円、高校以下の経常費は三・〇％（二十三億円）増の七百九十九億円となった。この予算は、私たちの強く要求していた私学への急減期特別助成が予算化されなかっただけでなく、教育予算全体の伸び率五・三六％に比べても少なく、多くの国民の期待に反するものであった。私学助成は昭和五十七年度の第二臨調発足後の昭和五十八年、五十九年度予算で大幅削減されて以来、若干の増加はなされたが、今日までその額は回復できていない。その結果、物価値上げなども含めて考えれば、私学助成予算は実質的には極めて大幅な削減となっている。こうした状況の下で、今年度の私大の学費値上げは一層進行し、初年度納付金の平均額は百七十五万八千四百四十円（文部省調査）となった。高校以下についても、授業料等学費の値上げが更に進んでいる。その上、消費税の導入により父母負担はますます重いものとなっている。さらに、これまでの私学助成の不十分な状況が教育・研究条件の一層の低下をもたらし、学生・生徒の急減期を控えた私学の危機を一層加速するものとなっている。今日、私学の教育は大学から高校・中学・幼稚園に至るまで、憲法・教育基本法の下で、公教育の重要な一翼を担っている。私学助成の大幅増額で父母負担の軽減を図り、国立・公立・私立間の不当な格差の解消を目指すことは、国民の切実な要求であり、当面する教育改革の上からも国が負うべき緊急課題の一つである。特に今年度からは中卒の生徒数は急激に減少する。もし、今後私学助成に対する抜本的な対策が講じられないまま推移するならば、私学の将来はもとより、日本の後期中等教育にとってもこれまで以上に困難を引き起こすことは明らかである。こうした観点から、何としても私学に対する急減期特別助成の実現を図るよう強く求める。ついでに、次の事項について実現を図られたい。

一、私学の経常費の五十％補助の速やかな実現と、学費値上げを抑え、国・公・私立間の教育

第六部 文教委員会会議録第三号 平成四年三月二十七日【参議院】

研究条件の格差は正を認めるための大幅な私学助成増額の措置を行うこと。

二、四十人学級の早期実現と、三十五人以下学級の実現を目指す助成措置を行うこと。

三、中卒生徒の急減期に対する特別助成を実現すること。

四、私学に対する授業料助成を実現すること。

五、「富裕県」に対する「減額措置」をやめるとともに、過疎地域の私学に対する特別助成を継続すること。

六、老朽化校舎の改築や、設置基準を充足するための施設設備拡充の補助を図るために必要な財源措置を行うこと。

七、奨学金の「有利子化」をやめ、「返還免除制度」を維持するとともに、貸与人員の拡大と増額を行うこと。

第五三八号 平成四年三月三日受理
私学助成の大幅増額と三十五人学級の実現に関する請願

請願者 横浜市神奈川区新子安一ノ二九ノ一七 石川仁 外六十六万五千七百十三名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第三二六号と同じである。

第五三九号 平成四年三月三日受理
新たな教職員定数配置改善計画の作成、三十五人以下学級実現、教育予算の大幅増、父母負担軽減、私学助成の拡充に関する請願

請願者 静岡市瀬名三、四九八ノ三三 稲垣雅俊 外六十六万五千七百十三名

紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第五二九号と同じである。

第五四〇号 平成四年三月三日受理
小・中学校三十五人以下学級実現、高校四十人学級実現、教職員定数の抜本的改善、教育予算増額、

私学助成の大幅増額に関する請願

請願者 埼玉県春日部市栄町三ノ二六〇ノ二 久保田道子 外六十六万五千七百十三名

紹介議員 吉川 春子君
どの子供にも確かな基礎学力を身に付けさせ、非行・いじめ・登校拒否・高校中退をなくすなど、行き届いた教育を保障していく上で、一学級の児童・生徒数を少なくすることが、今取り分け求められている。このことは、父母・県民の切実な願いであり、国際的にも常識である。児童・生徒減少期の今こそ、小・中学校三十五人以下学級、公立高校の四十人学級、さらに三十五人学級への移行を目指して、これを実現することを求める。また、行き届いた教育の実現のためには、学校規模の縮小と併せて教職員定数を大幅に増やすことが必要である。公・私立を問わず、小・中・高校・障害児学校の教職員定数を抜本的に改善すること

を求める。一方で、家計における教育費の占める割合は年々増加している。学校に納付する金額は、憲法で無償と定めた義務教育でもかなりの額に上り、高校でも後援会費、賛助会費などの名目で授業料の数倍の額が徴収されている。父母負担の軽減を図るため、教育予算を大幅に増やすことを求める。また、多くの国民の期待に反し、私学への補助は実質的に削減されている。その結果、学費値上げは一層進行し、埼玉県内私立高校の平均学費は約六十九万円（平成三年度初年度納入金）になるなど、父母負担の限界を大きく超えるものになっている。このような事態を早急に解消するために、私学助成の大幅増額を実現すること

を求める。ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、公立小・中学校の三十五人以下学級を早期に実現すること。

二、公立高校の四十人学級（工・農業三十五人、定時制三十人以下）を早期に実現すること。さらに、三十五人学級へ移行すること。また、私立高校の四十人学級実現、三十五人学級移行の

ための特別助成措置を行うこと。

三、小・中・高校・障害児学校の教職員定数の抜本的改善を図るため、新たな教職員定数改善計画を早期に決定すること。

四、憲法が定める義務教育費無償の原則を守り、高校・大学の授業料引下げなど教育費の父母負担を軽減するため教育予算を大幅に増やすこと。

五、私学助成を大幅に拡充すること。

1 学費の値上げを抑え教育条件を改善するために、経常費助成を大幅に増やすこと。

2 父母負担の公私格差を是正するため、授業料助成の実現を図ること。

第五五八号 平成四年三月四日受理
四十人学級の早期実現と私学助成の大幅増額に関する請願

請願者 高知県香美郡香北町日ノ御子 三谷健一 外九百九十九名

紹介議員 西岡瑠璃子君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

三月十九日日本委員会に左の案件が付託された。

一、四十人学級の早期実現と私学助成の大幅増額に関する請願（第六〇四号）（第六〇五号）

一、小・中・高等学校三十五人以下学級の実現と私学助成の抜本的改善に関する請願（第六三三三号）

一、教育条件の整備・充実に関する請願（第六五三三三号）

一、小・中・高等学校三十五人以下学級の実現と私学助成の抜本的改善に関する請願（第六五八号）

第六〇四号 平成四年三月六日受理
四十人学級の早期実現と私学助成の大幅増額に関する請願

請願者 愛媛県松山市桑原四ノ一二ノ四 五 越智聖司 外百名

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K